

第三次長野市地域福祉計画

(答申案)

長野市

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画策定の体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の進捗管理を行う体制	6

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉を取り巻く課題	8
2 国の福祉施策	9
3 長野市の現状	10

第 3 章 計画の目指す将来像と基本的な考え方

1 地域福祉計画で目指す将来像	13
2 地域福祉推進圏域	14
3 地域福祉推進の実施主体と地域福祉ワーカー等の役割	16
4 将来像を実現するための基本目標	18
「基本目標を達成するための基本的な考え方」	19
5 施策の体系	20

第 4 章 施策の展開

1 基本目標 1	24
2 基本目標 2	32
3 基本目標 3	36

参考資料	46
------	----

1 計画策定の趣旨

本市では、様々な立場の市民の参加を得て、平成17年6月に「長野市地域福祉計画」を策定し、その後見直しを行い、平成23年4月に策定した「第二次長野市地域福祉計画」(以下、「第二次計画」という。)により、地域における支え合いの取組を推進してきました。

この間、社会福祉制度も変化を遂げており、介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステム(※)の構築や障害者総合支援法(※)への移行に伴う障害の有無に関わらない共生社会の実現などが求められています。

また、少子高齢化、単独世帯の増加により、家族関係や地域住民相互のつながりが希薄化する中で、隣近所の支え合いが低下してきていることから、社会的孤立や生活困窮等の新たな福祉課題が発生してきています。

こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉課題に対応するため、行政と住民、関係機関等が連携して解決につなげられる地域社会の実現を目指して、第二次計画を見直し、新たに「第三次長野市地域福祉計画」を策定しました。

※地域包括ケアシステム

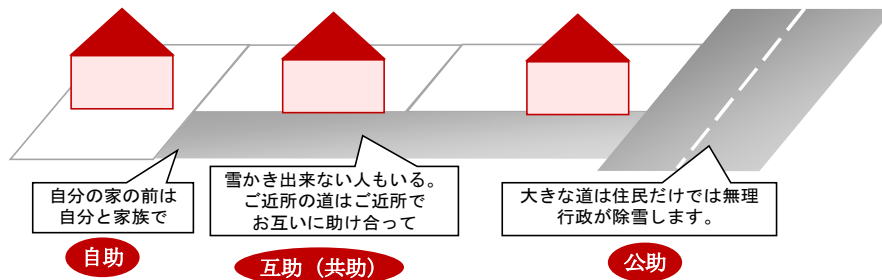
介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制

※障害者総合支援法

平成24年6月に、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になり、平成25年4月に施行
基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の確保の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」ことなどが掲げられた。

「地域福祉」を雪かきに例えると・・・

(平成26年12月17日に開催した「市民企画作業部会」学習会における山口光治氏(淑徳大学総合福祉学部教授)による講演から抜粋)

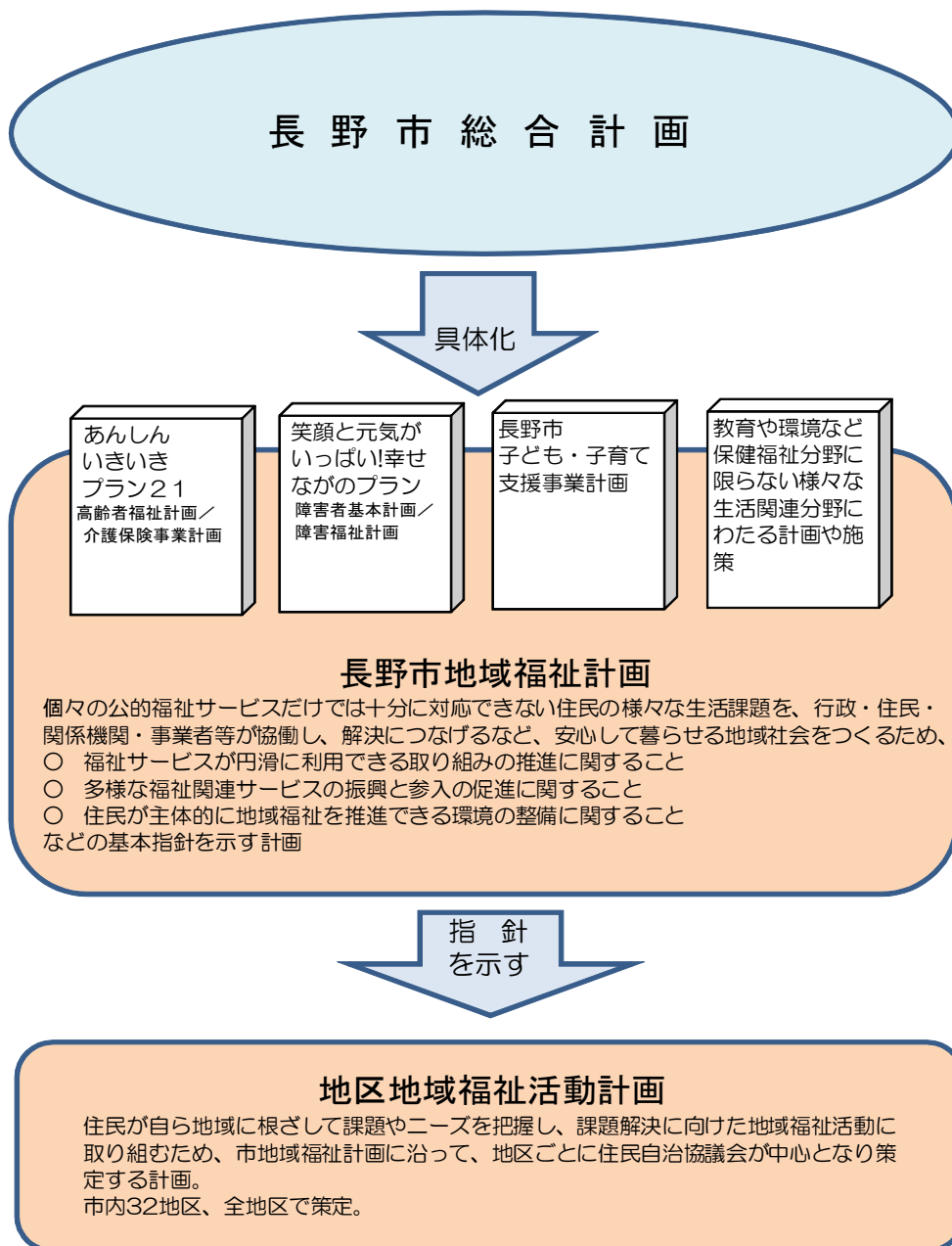


道には雪がいっぱい…雪かきをしなくてはいけなくて、誰がどこをきれいにするの？そんな時に、**住民が協力して解決するのが「地域福祉」。**

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条により、市町村が策定する市町村地域福祉計画で、長野市総合計画の施策を具体化する計画です。

本市における地域福祉推進の指針を示すとともに、高齢者・障害者・児童など分野別の計画に基づく福祉サービスだけでは十分に対応できない地域の課題について、行政と住民、関係機関等が解決に向けて協働するための方向性を示すものです。



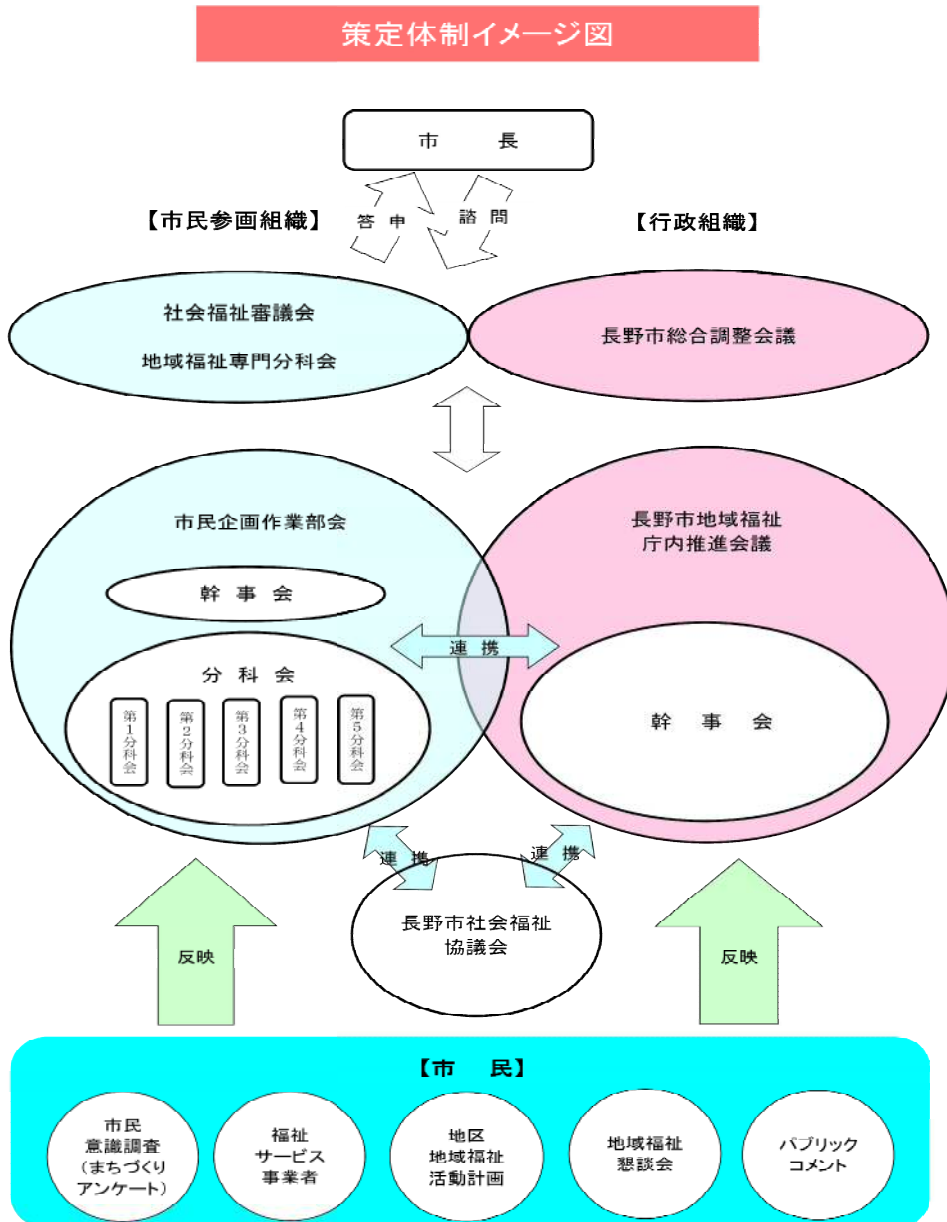
3 計画策定の体制

(1) 市民参加

- 地域福祉の推進は市民の主体的な参加が前提となるものであることから、平成 26 年 10 月、37 名の市民参加によるワーキンググループ「市民企画作業部会」を組織しました。
- 「市民企画作業部会」では、生活課題を掘り起こし、類似した課題ごとに5つの分科会に分かれ、課題の整理や必要な方策について検討し、全体会で調整を行い、最終的に3つの基本目標に沿った素案を作成しました。

(2) 市民と行政との協働

市民と行政の協働体制で計画策定に取り組むため、庁内関係課と長野市社会福祉協議会で「長野市地域福祉庁内推進会議」を組織し、「市民企画作業部会」と連携を図りました。



4 計画の期間

平成 28 年度を初年度として、平成 33 年度を目標年度とする6か年とします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
長野市総合計画	第四次前期基本計画 (平成19年度～平成23年度)				第四次後期基本計画 (平成24年度～平成28年度)				第五次前期基本計画 (平成29年度～平成33年度)						
長野市地域福祉計画	第一次計画 (平成17年度～平成22年度)		第二次計画 (平成23年度～平成27年度)				第三次計画 (平成28年度～平成33年度)								

5 計画の進捗管理を行う体制

計画の実施状況は、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で進捗管理を行う他、個別の事業は、「(仮称)地域福祉計画推進会議」及び「地域福祉庁内推進会議」の意見等を踏まえ、PDCAサイクルによる事業点検等を実施します。

地域福祉に携わる様々な立場の方々が進捗管理に参加することで、市民ニーズを反映した事業運営に努めます。

(1) 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(市民参画組織)

地域団体、社会福祉事業者及び学識経験者などで構成し、「(仮称)地域福祉計画推進会議」及び「地域福祉庁内推進会議」の意見を踏まえ、地域福祉に関することを調査・審議します。

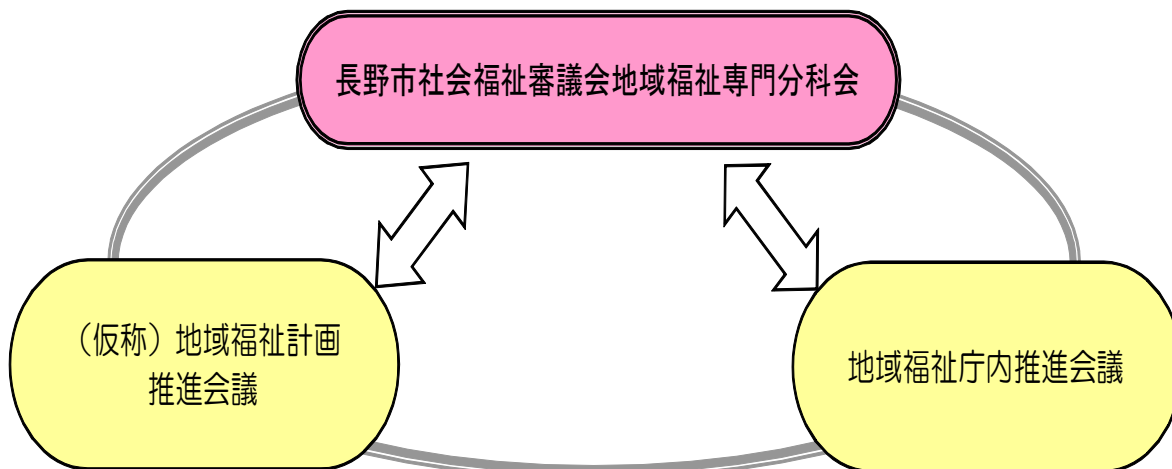
(2) (仮称)地域福祉計画推進会議(市民参画組織)

地域団体、社会福祉事業者、ボランティア・NPO関係者などで構成し、計画の進捗状況の確認や計画の見直しに必要な推進策等について意見交換を行い、幅広い市民の意見等を反映させます。

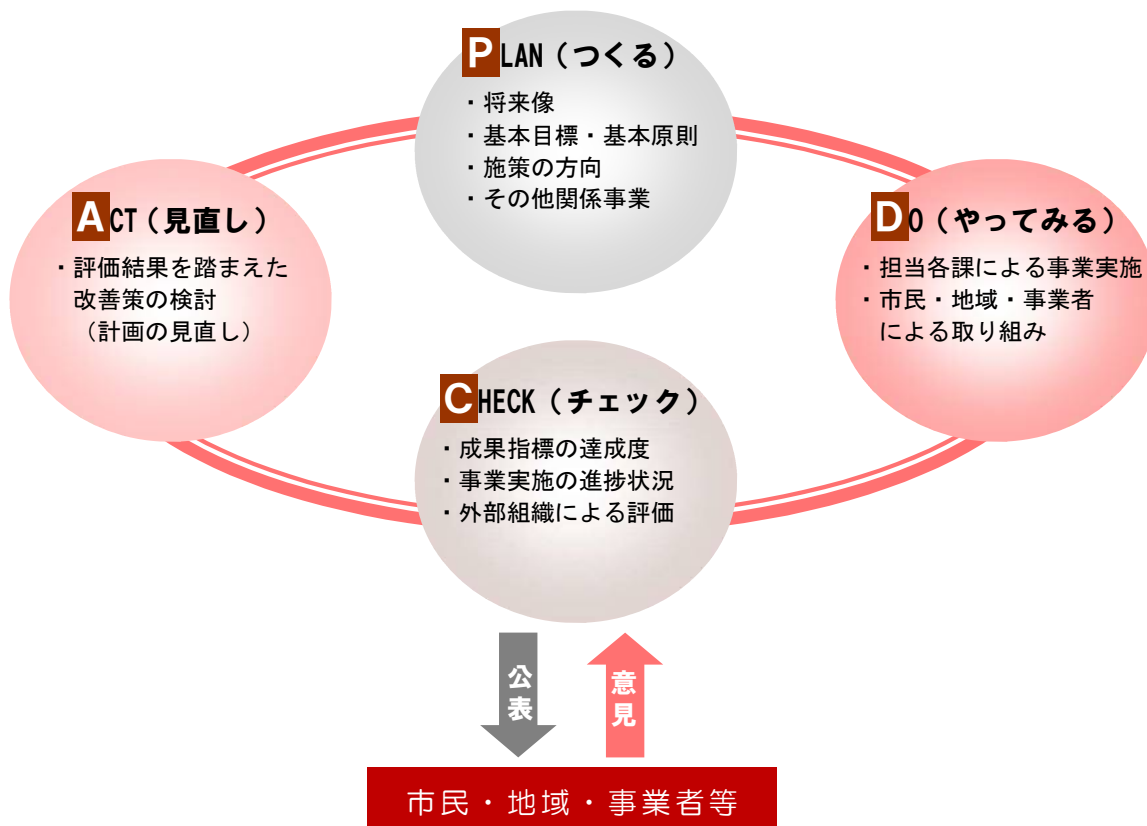
(3) 地域福祉庁内推進会議(行政組織)

市の関係部局の職員で構成し、計画の実施状況の把握や地域福祉の推進に必要な事項を検討するとともに、関係部局間の相互連携を図ります。

【進捗管理・評価体制図】



【進捗管理・評価方法のイメージ】



第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉を取り巻く課題

今日の地域福祉を取り巻く社会的な主な課題は、以下のとおりです。

① 家庭の孤立	単独世帯の増加や、地域住民相互のつながりの希薄化などを背景に、社会的な孤立や生活困窮が地域の中で進んできています。
② 生活弱者の増加	日常生活に必要な買物、移動、ごみ出し、雪かき等が困難な状況におかれ、様々な日常生活の困りごとを抱える生活弱者が増加しています。
③ 2025年問題	団塊世代が2025年頃までに後期高齢者(75歳以上)となることにより、医療費や社会保障費の急増が懸念されます。
④ 課題の重層化	親の介護問題と自分自身の就業問題を抱えた子どもなど、ひとつの制度やサービスでは対応が困難な家庭が増えています。
⑤ 自殺者3万人時代	平成10年に自殺者が3万人を超え、その後も高い水準が続いています。平成19年に自殺者対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組んでいます。 自殺原因の上位を占めるのは、うつ病を主原因とする健康問題、生活苦を主原因とする経済・生活問題、家族間の人間関係を主原因とする家庭問題です。心の危機、生活の危機、存在の危機が重なる現実はどう取り組むかが問われています。
⑥ 子どもの貧困	相対的貧困率(※)が2000年代中ごろからOECD(※)平均を上回っています。特に「子どもの貧困」は、6人に1人となっています。親から子への「貧困の連鎖」を食い止めるための取組が必要になってきています。
⑦ 担い手の不足	地域福祉の課題やニーズは、容易に解決できるものから、課題等が困難で、解決のためには、継続的かつ専門的な支援が必要なものまで多様化しているものの、少子高齢化の進展により、支え合い活動の担い手が不足しています。

※相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい、「相対的貧困者」が全人口に占める比率のこと。

国民を所得順に並べて、所得が真ん中の順位の人(貧困線)に満たない人(貧困層)の比率を意味する。

相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標

※OECD

経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略)

加盟国はEU加盟国21か国ほか34か国。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。

2 国の福祉施策

地域福祉に関する国の主な福祉施策は、以下のとおりです。

①地域における新たな支え合い（住民と行政の協働による新しい福祉）	行政による公的なサービスのみでなく、住民自らが関わりとともに、住民と行政の協働による「新たな支え合い」という「互助（共助）」によって「新たな公」を創出することが必要とされています。
②地域包括ケアシステムの構築	介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療・予防・生活支援・住まいが一体的に確保される体制の構築が進められています。
③生活困窮者自立支援	生活困窮に陥る前の段階で早期に支援を行い、困窮状態からの脱却と自立を目的とした「生活困窮者自立支援法」(※)が平成 27 年度から施行されました。
④社会的養護の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。（子どもの貧困対策に関する大綱が平成 26 年8月に閣議決定）。

※生活困窮者自立支援法

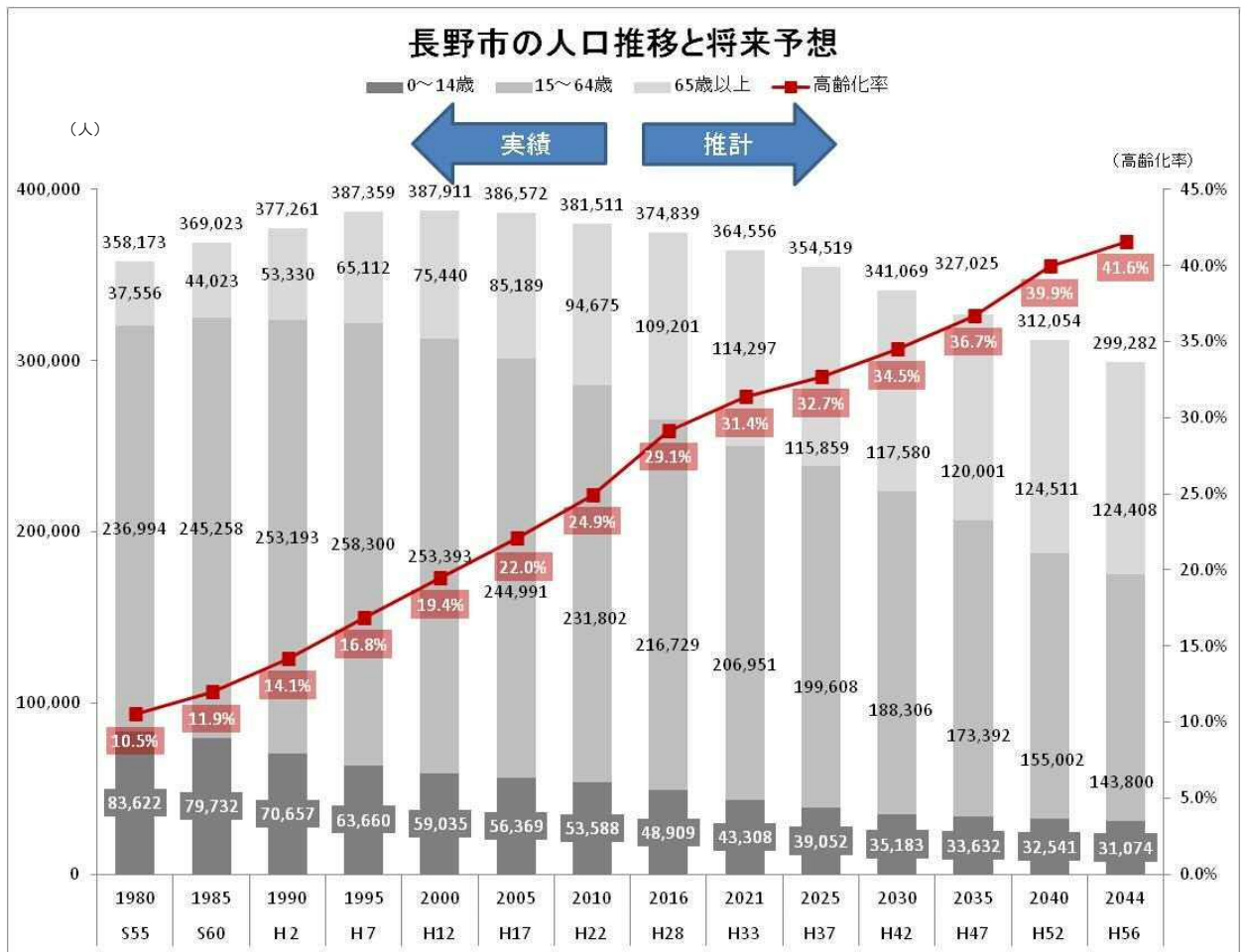
生活困窮者の自立支援事業の実施、生活困窮者の住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年4月1日に施行された法律

3 長野市の現状

(1) 長野市の人口傾向

本市の総人口は、平成 12 年をピークに減少を続けています。国勢調査などの結果から、平成 22 年には、年少人口(15 歳未満)は、53,588 人、総人口に占める比率が 14%まで減少しており、少子化が進行していることがわかります。一方で、老年人口(65 歳以上)は 94,675 人に増加し、今後も増えていくと予測されます。

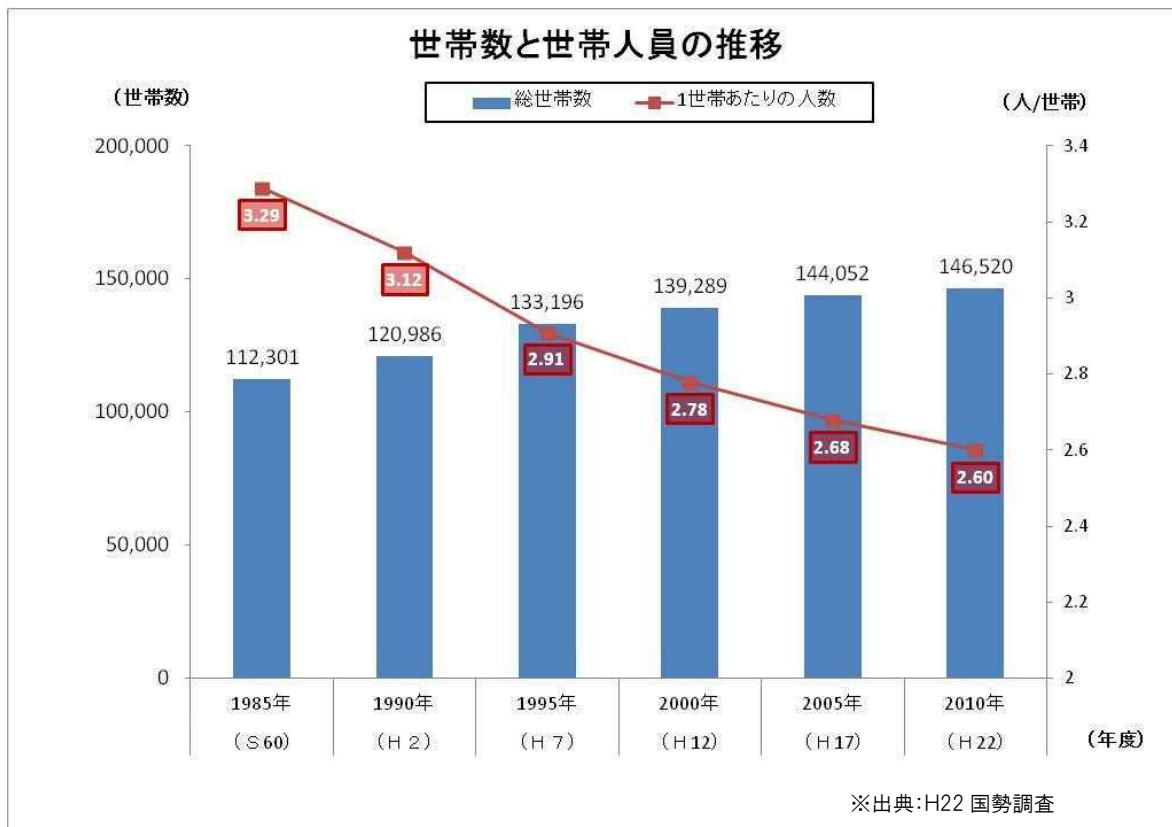
平成 52 年には年少人口と老年人口の合計が生産年齢人口(15 歳～64 歳)を上回り、高齢化率は、平成 56 年には 40%を超える見込みです。



※出典：長野市企画課資料
「平成 25 年長野市将来人口推計」

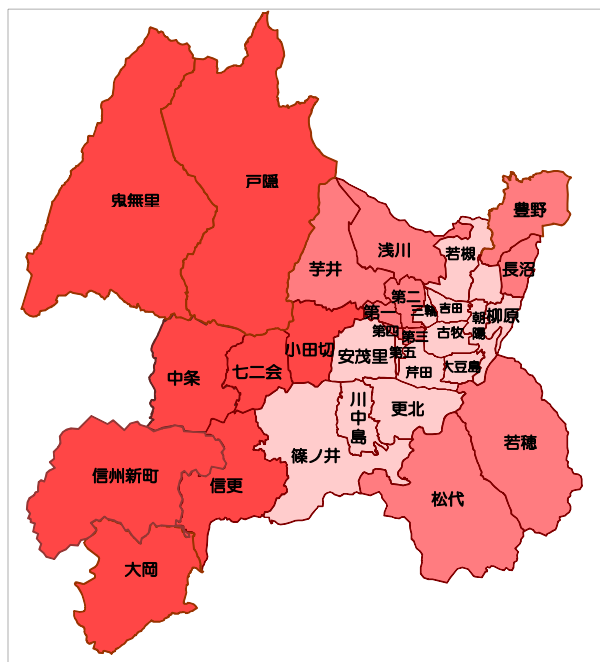
(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成 22 年国勢調査の結果から昭和 60 年と平成 22 年を比較すると、34,219 世帯増加し、平成 22 年には 146,520 世帯となっています。世帯数が増え続ける一方で、1世帯当たりの人数は減少し続け、昭和 60 年には、1 世帯当たり 3.29 人でしたが、平成 22 年には 2.60 人となっています。



平成 22 年の国勢調査の結果から、総世帯数 146,520 世帯のうち、ひとり暮らし、または夫婦のみの高齢者世帯は 29,555 世帯と総世帯数の約 20%を占めています。

(3) 地区の状況



少子高齢化の傾向が既に顕著になっている地区もあり、平成 27 年 10 月 1 日現在、住民記録台帳人口に基づく、地区別年齢3区分別人口比率から、小田切、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各地区では高齢化率が 40%を超え、鬼無里、大岡、中条では人口の半数以上が65歳以上の高齢者です。これらの地区では、15歳未満の年少人口比率も他地区に比べて極端に低くなっています。

(図中塗つぶし部分)

- 高齢化率 30%未満
- 高齢化率 30%以上 40%未満
- 高齢化率 40%以上

1 地域福祉計画で目指す将来像

一人ひとりが自分らしくいきいきと、
安心して暮らしていけるように、
認め合い、支え合い、活かし合いながら、
共に生きていく地域社会

本市の地域福祉計画では、地域に暮らす私たちの生活課題を多角的にとらえて解決につなげ、一人ひとりの生活の質が向上し、夢や希望を持つことができ、自分らしくいきいきと生きていけるようになることを目指しています。

そのためには、住民一人ひとりが、かけがえのない人間としての尊厳をもって生きていることを認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域づくりが求められます。

さらに、本計画では、第二次計画までの将来像に「活かし合う」という言葉を加えました。

これまでの計画をさらに進め、「支える」「支えてもらう」という関係ではなく、高齢者や障害者など、今までは支えてもらう側であった人も、支える側として地域社会に参画することで、「認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域」の実現を目指します。

2 地域福祉推進圏域

地域福祉を支える体制を構築するため、重層的な各圏域の捉え方とそれぞれの役割を明確に設定することによって、それぞれの特性をいかした活動の展開を推進します。本計画では、特に住民自治協議会(※)よりも小さな単位(圏域)での取組を強化していくこととしています。

地域福祉課題やニーズは、容易に解決できるものから、課題等が複雑・困難で、解決のためには、継続的かつ専門的支援が必要なものまで多様な事項があります。

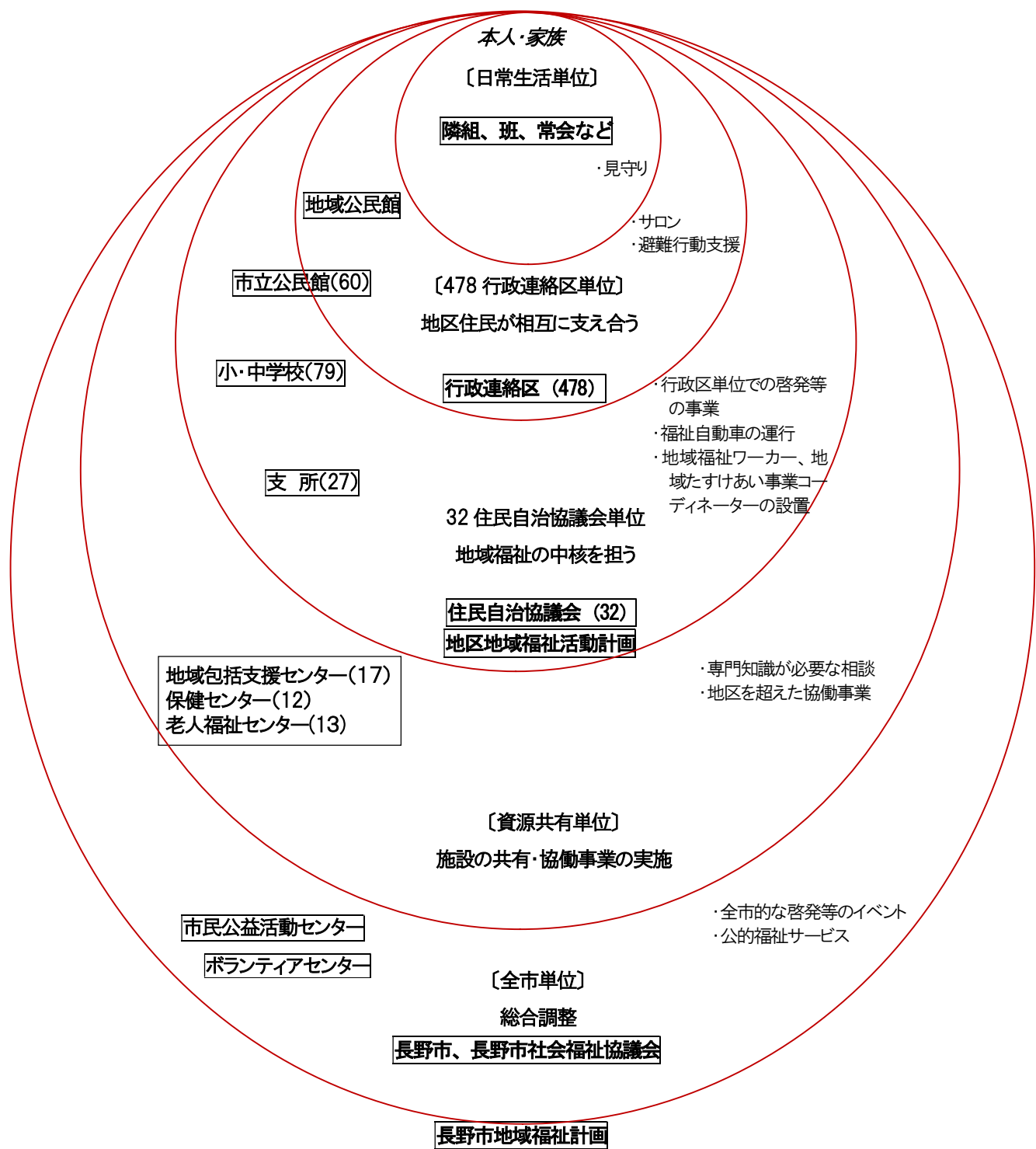
このような多様な課題やニーズに柔軟かつ迅速に対応していくため、課題やニーズに応じ、圏域を超えて重層的な地域福祉活動に取り組むことが必要です。

圏 域	特 性	期待される活動例
日常生活単位 隣組、班、常会などの コミュニティ単位	○ 最も身近な日常生活の範囲で、お互いに顔見知りであり、「気にかけてあう」として異変に気づきやすい。	・日常のあいさつや、回覧などの際の声かけ ・カーテンが開いているか、夜電気がついていないかなどのゆるやかな見守り ・異変があった時の通報
478 行政連絡区単位 地区住民が相互に支え合う単位	○ 区長、福祉推進員、民生委員がおり、お互いの顔がわかる。	・お茶のみサロンなどの小地域福祉活動 ・災害時の安否確認や避難支援の実施
32 住民自治協議会単位 地域福祉の中核を担う単位	○ 地区で解決しなければならない課題に対し、地区住民が参画し、地区の特性をいかした活動を行う組織として住民自治協議会を設定 本計画では、住民自治協議会を地域福祉活動の中核を担う推進基盤として位置付ける。 ○ 地区地域福祉活動計画を策定し、計画に沿って活動を展開する。 ○ 地域福祉ワーカー、地域たすけあい事業コーディネーターが設置されており、地域内の相談や調整機能を持つ。	・地区地域福祉活動計画の推進 ・地域の担い手や社会資源と協働する地域包括ケアの推進 ・地域たすけあい事業(家事援助、福祉移送)のコーディネート
資源共有単位 施設の共有、協働で事業が行える単位	○ 対象者や活動に応じた地域拠点があり、それぞれの活動が行われている。 ○ NPO 等により地区を超えた活動が展開されている。 ○ 社会福祉施設等に福祉の専門家があり、専門的な相談に対応できる。	・老人福祉センターや保健センターを拠点とする活動 ・地域包括支援センターや、障害者相談支援事業者による相談対応の実施
全市単位 総合調整を行う単位	○ 地域では対応できない課題の総合的な調整を行う。	・地域の担い手や支援者の研修、会議等の実施 ・市社協による地域支援の推進 ・行政による福祉サービスの提供

※住民自治協議会

地区で対応しなければならない課題に対し、地区住民の参画、各種団体(区長会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等)のネットワーク化、相互補完によって地区の特性を生かした活動を行う組織

地域福祉圏域のイメージ



■市社会福祉協議会の役割

長野市社会福祉協議会は、「誰でも安心して暮ることができる福祉のまちづくりを推進する」という使命を達成するため、行政や住民組織、福祉サービス事業者と連携した積極的な事業推進に努めます。

また、本計画の推進に当たっては、行政と協働で事務局を担います。

3 地域福祉推進の実施主体と地域福祉ワーカー等の役割

実施主体の役割

実施主体	本計画での役割
住民自治協議会	地区ごとに異なる課題を解決するため、各地区の住民自治協議会を地域福祉の推進基盤として位置付け、地区の福祉ニーズに応じた住民主体による支え合い活動を行います。
福祉関係部会・ 地区社会福祉協議会	住民主体による支え合い活動の中心となり、地区の福祉課題の解決に向けて取り組みます。
社会福祉法人	社会福祉法人の社会貢献が求められる中、法人の持つ福祉に関する専門性をいかした地区活動への助言や参画とともに、地域交流スペース等を活用した活動の実施主体としての役割も求められています。
NPO	地域に密着し、様々な価値観に基づいて迅速に行動できるNPOは、個別的で柔軟なサービスを提供することが可能です。地域における新たな公共サービスの供給主体として期待されています。
企業	企業の社会的責任として社会貢献活動に取り組む企業が増えています。支え合い活動の担い手が不足する中、新たな協働の担い手として期待されています。
市社会福祉協議会	住民自治協議会や社会福祉法人、NPO等と連携し、地区の福祉ニーズに応じた支え合い活動の推進に努めます。 地域における支え合い活動がスムーズに実施されるよう住民自治協議会等への活動支援を行います。 住民自治協議会等が行う支え合い活動にかかる経費を支援します。
市	効率的な地域福祉の活動体制を整備するため、地域福祉ワーカーや地域たすけあい事業コーディネーターの配置にかかる経費を支援します。 地域福祉活動や介護保険に関する情報提供及び相談等を行い、地域福祉ワーカーのスキルアップや活動支援を行います。

地域福祉ワーカー等の役割

介護保険制度の改正に伴い、地域においては、新しい総合事業(※)の実施に向けて、生活支援コーディネーター(※)の配置が必要です。本計画では、生活支援コーディネーターを新たに配置はせず、既存の地域福祉ワーカーの業務を充実させることで、その役割を担います。

また、地域福祉ワーカーと地域たすけあい事業コーディネーターの役割を整理し、お互いが業務を補完しあえる体制を目指します。

※新しい総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す介護保険事業

※生活支援コーディネーター

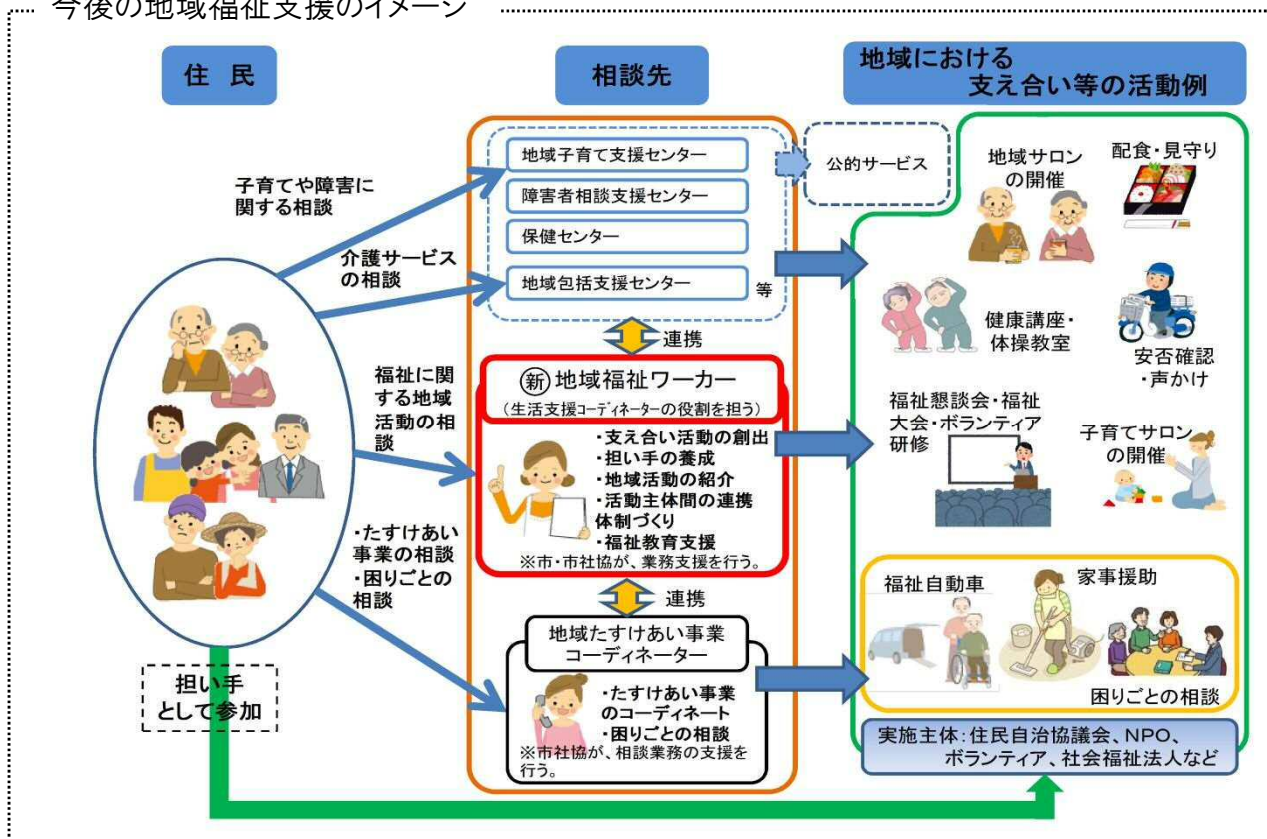
高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人

○本計画における地域福祉ワーカー等の役割

名称	地域たすけあい事業コーディネーター	地域福祉ワーカー
役割	主に個人への支援を担います。	主に地域活動への支援を担います。
所属	市社会福祉協議会 市社協の指揮の下、地域たすけあい事業に関する業務及び地域福祉ワーカー業務のサポートを行います。	地区住民自治協議会 住民自治協議会に属し、原則、住民自治協議会長の指揮の下、独自業務及び福祉部会等の事業のサポートを行います。
主な業務	家事援助、福祉移送サービスの需給調整を行うため、以下の業務を行う。 ①地域での福祉ニーズの発掘と調査研究 ②福祉に関する相談、調整、助言、学習活動の援助(充) ③関係機関、団体、グループ等との連絡調整 ④地域たすけあい事業の啓発、情報収集 ⑤会員登録 ⑥利用会員と協力会員の需給調整 ⑦地域福祉ワーカーの補助(新)	地域福祉活動を推進するため、地区地域福祉活動計画に基づき、地区の団体等と連携して、以下の業務を行う。 1 地域の支え合い活動の創出、担い手の養成及び活動の紹介(充) 2 地域福祉に関する広報活動 3 地域住民の福祉ボランティア学習の企画実施 4 活動の提供主体間の連携体制づくり(新) 5 地域たすけあい事業コーディネーターの補助(新)
バックアップ体制	市社協地域福祉課	【地域福祉】 市福祉政策課 市社協地域福祉課 【介護保険】 市介護保険課 地域包括支援センター
補助金算定の根拠	終日勤務	業務内容変更に伴い「半日勤務⇒終日勤務」へ見直しが必要

注：(充)は見直しにより拡充した業務、(新)は新たに追加した業務

今後の地域福祉支援のイメージ



4 将来像を実現するための基本目標

本計画の将来像を実現するため、以下の3つの目標を設定します。

基本目標1

地域福祉を推進するための基盤をつくる

地域で支え合い活動を活発に展開していくためには、住民一人ひとりの主体的な活動への参加とその活動を中心となって推進していく組織の存在が大切です。

地域福祉活動を計画的・継続的に推進していくため、引き続き地区地域福祉活動計画を推進していくとともに、住民一人ひとりの当事者意識の向上や元気な高齢者や地域の社会福祉法人などの新たな担い手の確保に取組など、地域福祉を推進していくための環境整備を目指します。

本計画では、住民同士が出会い、交流し、共に学び合うことで、当事者意識を育む福祉共育(※)の推進に重点的に取り組みます。

基本目標2

一人ひとりの思いをつなげ、様々な担い手が連携できる仕組みをつくる

地域の福祉ニーズが多様化する中、解決のために専門的知識が必要な生活課題が多くなってきています。

民生委員等の支援者が単独では解決できない生活課題や地域が抱える課題を、専門的な視点から解決につなげるため、行政・住民・関係機関等の様々な担い手が連携・協働できる仕組みをつくることを目指します。

本計画では、地域の課題等を共有し、解決につなげるため、地区内における地域福祉推進の実施主体間のネットワークづくりに重点的に取り組みます。

基本目標3

一人ひとりの思いを受け止め、福祉サービスや支え合い活動を充実する

近所付き合いの希薄化や少子高齢化の進展に伴い、見守り・安否確認や買い物・雪かきといった新たな日常生活の困りごとなどが発生してきています。これらの困りごとに気付き、解決につなげていくためには、より小さな地域単位での活動が重要になってきます。

誰もが身近な地域で安心して安全に生活できるため、市民一人ひとりが、自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組の充実を目指します。

本計画では、日常生活を送る中で、住民同士が交流し、見守りあう関係を築くことのできる、行政連絡区よりも小さな圏域などでの見守り・支え合い体制の充実に重点的に取り組みます。

※福祉共育

地区の福祉活動の内容や支援を行う人・受ける人の考えを一方向的に聞いただけでなく、住民同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。第三次長野市地域福祉計画上の造語

「基本目標を達成するための基本的な考え方」

3つの基本目標を達成するために、共通する地域福祉の基本的な考え方と地域福祉を推進するために大切にしたい方針を第一次計画から踏襲し、以下のとおり整理しています。

地域福祉の基本的な考え方

- 1 一人ひとりがかけがえのない存在です(尊厳の尊重)
お互いの人権を尊重し、排除されることなく、自分らしく生きることができる環境があること
- 2 一人ひとりの自己決定が大切です(主体性の尊重)
本人の意思で生き方や暮らし方を選択・決定でき、その意思を地域社会全体で支え合うこと
- 3 生活をまるごと捉えて支える視点が重要です(総合性)
家族や生活を制度によって分解するのではなく、その人の生活をまるごと捉えて支えること
- 4 すべての住民が地域づくりの主役です(住民の参画)
多様な地域住民が主体的に参画し、さまざまな機関と協働して取り組むこと

地域福祉を推進するための大切な方針

- 1 対等で「お互いさま」の関係をつくる(双方向性・相互性)
誰もがそれぞれの特性を持ち味として、補い合い学び合う、「お互いさま」の発想があること
- 2 個別性に合わせて多様に取り組む(多様性)
一人ひとり異なる住民の個別性に合わせた取組が、多様な担い手により行われること
- 3 身近な地域でよろずなんでも揃える(地域密着・多機能化)
地域の中で必要な相談から支援まで一通りのサービスが行われる、地域密着型の仕組みをつくること
- 4 つながって、協力し合う(連携・協働)
多様な担い手、多分野による取組をつなぎ合わせて、総合的にマネジメントすること
- 5 一生を見守り、支え続ける(継続的マネジメント)
さまざまな支援方法や取組の開発も含め、一人の一生を継続的に見守り、支え続けること
- 6 無理なくできることから始める(段階的・限定的アプローチ)
無理なくできることから、段階的に展開していくこと、可能な範囲で参加できる工夫があること

5 施策の体系

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、

認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会

基本目標

基本目標1
地域福祉を
推進するための
基盤をつくる

基本目標2
一人ひとりの
思いをつなげ、
様々な担い手が
連携できる
仕組みをつくる

基本目標3
一人ひとりの
思いを受け止め、
福祉サービスや
支え合い活動を
充実する

基本施策

1-1 地域の課題を地域で解決するための取組の
推進

1-2 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進

1-3 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

1-4 地域福祉を推進する組織と場づくり

2-1 支援する人が孤立しない仕組みづくり

**2-2 多様な人や組織が連携・協働する
体制をつくる**

3-1 地域で見守り・地域で支える体制の充実

3-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」
相談体制の充実

3-3 誰もが安心して生活できる支え合い活動
の充実

3-4 安心して福祉サービスを利用するための
環境整備

※赤字は、本計画の重点的な取組みを示しています。

取組み

- 1 地区地域福祉活動計画に基づく取組の推進
- 2 地区地域福祉活動計画及び計画に基づく取組の周知
- 3 地区地域福祉活動計画の検証・見直し
- 4 地域福祉ワーカーの設置

- 1 「福祉共育」の充実
- 2 全市的な啓発の実施
- 3 「福祉共育」の担い手への支援の強化

- 1 多様な担い手の創出
- 2 地域の社会福祉法人、NPOや企業等の支え合い活動への参加の促進
- 3 地域福祉活動のリーダー等への支援の強化

- 1 住民自治協議会への支援の強化
- 2 地域福祉推進拠点の整備・活用の推進

- 1 民生委員・児童委員への支援の強化
- 2 困難ケースを連携して解決するための仕組みづくり
- 3 個人情報取り扱いに関する研修の充実

- 1 地区内の連携・協働体制の充実
- 2 地区を超えた連携・協働体制の充実

- 1 小地域単位での交流活動の推進
- 2 日常生活における見守り活動の推進
- 3 民間企業等との協力体制の確保

- 1 利用しやすい相談情報の提供
- 2 「地域福祉よろず相談」体制の充実
- 3 総合相談体制の充実
- 4 生活困窮者への相談体制の充実

- 1 地域の福祉ニーズに応じた支え合い活動の推進
- 2 生活に困窮する人が利用できる場や活動の場の創出
- 3 避難行動要支援者への支援の充実

- 1 福祉サービス従事者、支え合い活動の担い手の研修の推進
- 2 福祉サービスに関する情報公開の促進
- 3 福祉サービスを利用しやすい環境づくり(権利擁護の推進)

第4章

施策の展開

地域の課題を 地域で解決するための 取組の推進

現状と課題

本計画では、住民自治協議会を地域福祉の推進基盤に位置付け、地域における福祉課題の解決に取り組んでいます。

住民自治協議会では地区の課題やニーズを把握し、地域に根ざした取組を行うために「地区地域福祉活動計画(以下「地区計画」という。)」を策定するとともに、地域福祉を推進するための専任職員として地域福祉ワーカーを配置しています。

しかし、地区計画が住民に浸透していない地区や進捗管理が十分でないといった地区もあります。また、地域福祉ワーカーの役割も住民に十分に理解されていません。

●地区地域福祉活動計画策定済地区（平成28年3月末） 32地区

取組の方向性

地域において地域福祉活動を計画的・継続的に推進していくため、引き続き、住民自治協議会は、地区計画に基づき、支え合い活動を展開していくことが必要です。

さらに、住民一人ひとりの主体的な参加を促すとともに、地区住民と地域の福祉課題が共有できるよう、地区計画や活動を地区住民に広く周知していく必要があります。

地区計画の計画期間が到来する地区においては、現在の取組が課題やニーズを反映したものになっているか確認し、見直していくことが必要です。

また、多様化する地域の福祉課題や介護保険の制度改正に対応していくため、地域福祉ワーカーの配置は引き続き必要であり、その役割を住民に十分に周知していく必要もあります。

指標目標

地区地域福祉活動計画の評価
に取り組んでいる地区数

基準年度(H26)

17地区

目標年度(H33)

32地区



(指標を達成することで得られる効果)

地域において、福祉課題やニーズを把握し、地区計画の評価を行うことで、課題解決に向けた取組の推進が図られます。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	地区地域福祉活動計画に基づく取組の推進	住民	・地域福祉に関心を持ち、地区計画に基づく取組に積極的に参画することが期待されます。
		住民自治協議会等	・地区計画に基づき、住民主体の支え合い活動を行います。
		地域福祉ワーカー	・住民自治協議会等が行う支え合い活動を下支えします。
		社会福祉法人・NPO等	・住民自治協議会等が行う支え合い活動への参画が期待されます。
2	地区地域福祉活動計画及び計画に基づく取組の周知	市社会福祉協議会	・住民自治協議会等が行う支え合い活動に係る経費の一部を補助します。
		市	・住民自治協議会等が取り組む、支え合い活動への助言を行います。
		住民自治協議会等	・福祉大会や区ごとの地域福祉懇談会(※)等を通して、地区計画や活動の周知に取り組みます。
3	地区地域福祉活動計画の検証・見直し	地域福祉ワーカー	・様々な業務を通じて、地区計画及び活動を周知します。
		市社会福祉協議会	・広報(ふくしながの)や市社会福祉大会、地域福祉推進セミナー(※)を通して、各地区の計画や取組状況を周知します。
		市	・活動等の周知のため、情報発信に関する講座を開催します。
4	地域福祉ワーカーの設置	市	・広報紙やホームページで、各地区の計画や取組状況を広く周知します。
		住民自治協議会等	・地区計画の検証や見直しに参画することが求められています。
		住民自治協議会等	・地区計画の進捗状況を把握します。
		地域福祉ワーカー	・地区の役員だけでなく、地域住民や福祉関係者等の参画を得ながら地区計画の検証や見直しを行い、課題やニーズに対応した取組みにつなげていく必要があります。
5	地区地域福祉活動計画の検証・見直し	社会福祉法人・NPO等	・地区計画の検証や見直しに多様な人や機関が参画できる仕組みを作ります。
		市社会福祉協議会	・地域における課題やニーズを把握し、地区計画の検証や見直しに反映させます。
		市	・地区計画の検証や見直しへの参画が期待されます。
6	地域福祉ワーカーの設置	市社会福祉協議会	・地区計画の検証や見直しを支援します。
		市	・地域福祉ワーカーを設置します。
7	地域福祉ワーカーの設置	市	・地域福祉ワーカーの雇用経費を補助します。
		市	・地域福祉ワーカーの役割等を住民へ周知します。

事例

【大豆島地区地域福祉活動計画 ～推進委員会による進捗管理～】

大豆島地区では地域福祉を確実に推進するため、平成23年度から「大豆島地区地域福祉活動計画」の策定に取り組みました。住民自治協議会の役員や地域住民の参画を得ながら、今後必要な取組について検討を重ねました。

平成26年度から計画が実施され、「大豆島地区地域福祉計画推進委員会」により計画の進捗管理が行われています。計画に位置付けられた事業の実施状況を把握し、必要に応じて改善を図るとともに、新規事業の企画立案等を行っています。



※地域福祉懇談会

区などを単位に、住民が身近な福祉課題について話し合い、必要な支え合いを考える会議

※地域福祉推進セミナー

全市単位で、地域の支え合い活動に関する情報や必要な活動を話し合う会議。併せて、地域福祉に関して市民の意識醸成を図る。

学び合い、 共に育つ 「福祉共育」の推進

「福祉共育」…地区の福祉活動の内容や支援を行う人・受ける人の考えを一方向的に聞くだけでなく、住民同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。第三次長野市地域福祉計画上の造語

現状と課題

内閣府実施の「社会意識に関する世論調査」の結果では、何か社会のために役立ちたいと思っていると回答した人の割合は、10年前に比べ7.0%上昇(H17年2月:59.1%、H27年1月:66.1%)、また、回答者が社会福祉に関する活動に役立ちたいと思う割合は、10年前に比べ5.0%上昇(H17年2月:32.5%、H27年1月:37.5%)しており、全国的には社会貢献や福祉活動に関する意識は高まっています。

一方、本市では、福祉懇談会やサロン事業といった身近な問題を地域で話し合う場や課題を抱えた当事者などと交流する場を設けていますが、支え合い活動の担い手は、地域の役員など一部の人に限られており、当事者意識の向上や地域における支え合い活動への参加が不十分な面があります。

取組の方向性

誰もが認め合い、活かし合い、いきいきと生きがいを持って暮らすことができる地域を築くためには、多くの住民が当事者意識をもち、それぞれができる範囲の中で、地域福祉活動へ参加することが必要です。

福祉共育は、学校だけで行われるものではなく、地域においても、世代や障害の有無にかかわらず、多くの住民が参加する中で、お互いに学び、認め合い交流していくことが重要です。

既存の取組を見直すことで、共に学び合う場へ充実させていくとともに、学びの場や仕組みを作り出す人への支援を強化していきます。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	「福祉共育」の充実	住民	・地域における学びの場に、積極的に参加することが必要です。 ・児童・生徒は、学校の授業等における福祉教育・ボランティア学習の機会を通じて、人権・福祉に関する理解を深めることが必要です。
		学校	・地域内の社会福祉法人等と連携しながら、児童・生徒が支援を受ける当事者等と交流し、学び合う機会を提供することが求められます。
		社会福祉法人等	・地域や学校等と積極的に連携を図るとともに、専門的な視点から福祉教育の提案を行うなど、地域における学びの場づくりへの協力が求められています。
		住民自治協議会等	・社会福祉法人や民間企業と協力し、既存の住民福祉大会等を活用し、様々な年代や多様な住民が参加できる学びの場をつくる必要があります。
		地域福祉ワーカー	・地域における社会資源の把握に努め、住民自治協議会等と協力しながら、多様な人が参加できる学びの場づくりに取り組みます。
		市社会福祉協議会	・福祉教育普及校の指定や普及校会議の開催など、学校における学びの場づくりを支援します。 ・地域の実情に応じた福祉学習の提案や講師の紹介など、地域における学びの場づくりの支援を行います。
2	全市的な啓発の実施	市社会福祉協議会	・全市民を対象とした「市社会福祉大会」の開催とともに、「ボランティアかわらばん」により意識の啓発を図ります。
		市	・「市社会福祉大会」の開催に協力するとともに、広報により意識の啓発を図ります。
3	「福祉共育」の担い手への支援の強化	市社会福祉協議会	・住民自治協議会や学校の関係者等を対象に「福祉共育のつどい」を開催します。 ・地区や学校の取組を事例集にまとめ、地域の福祉活動の担い手や学校関係者へ配布し、情報の共有を図ります。 ・「住民自治協議会関係者と社会福祉法人等との情報交換会」の開催に協力します。
		市	・「住民自治協議会関係者と社会福祉法人等との情報交換会」を開催し、担い手同士をつなげるための支援をします。

事例

【保科小学校 絆プロジェクト ～小学校と地域の障害者施設との交流～】

長野市立保科小学校では、学区内の障害者施設「アトリエ CoCo」の利用者との交流活動を6年間続けています。
 その中で、「障害がある人も地域で普通の暮らしをする」というノーマライゼーションの考え方を体験して、障害のある人への理解を深める取組を行いました。



地域福祉を推進する 担い手や 資源の創出

現状と課題

地域の福祉ニーズは多様化しているものの、少子高齢化の進展により、地域役員や支え合い活動の担い手が不足しています。

また、介護保険法の改正に伴い、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護・医療・生活支援・介護予防を切れ目なく提供できる地域づくりが求められています。

平成 26 年度のまちづくりアンケートでは、高齢者への援助について、「できる範囲で援助したい」と回答した人が 32.2%となっており、地域の支え合い活動においても、無理なく参加できる体制を整えることが求められています。

取組の方向性

地域福祉は、隣近所や地域において、お互いのできるところから助け合っていく「互助(共助)」の取組です。地域福祉を継続して推進するためには、現役世代の参加だけではなく、元気な高齢者や得意な部分をいかして支え合い活動に参加ができる障害者など、多様な人々を担い手としていくことが必要です。

また、地域の社会福祉法人、NPOや企業が社会貢献活動の一環で当事者として参加し、地域と協働して地域福祉活動を行なうなど、新たな発想で担い手を確保していくことが必要です。

必要な支え合い活動が地域で安定的・継続的に取り組まれるためには、地域のリーダーである住民自治協議会福祉関係部会等の役員やそれを支援する地域福祉ワーカーへの支援が必要です。

取組み		実施主体ごとの役割	
1	多様な担い手の創出	住民	・地域の支え合い活動に、担い手として、積極的に参加することが必要です。
		住民自治協議会等	・元気な高齢者等多様な担い手が参加しやすい支え合い活動を行なうことが必要です。 ・ボランティア講座等を開催し、多様な担い手を養成することが必要です。
		地域福祉ワーカー	・元気な高齢者等多様な担い手の養成が必要です。 ・地域の社会福祉法人やNPO等の社会資源を把握し、地域と連携できる体制を構築することが必要です。
		社会福祉法人・NPO等	・住民自治協議会等と連携し、社会貢献の一環として、地域の支え合い活動の担い手となることが求められています。
		市社会福祉協議会	・住民自治協議会等が行うボランティア講座等の開催を支援します。
2	地域の社会福祉法人、NPOや企業等の支え合い活動への参加の促進	住民自治協議会等	・地域の社会福祉法人、NPOや企業と協力して、担い手の確保や協働による地域福祉活動の創出が期待されます。
		地域福祉ワーカー	・地域内の社会福祉法人、NPO等の社会資源を把握し、連携体制の構築に取り組みます。
		社会福祉法人NPO等	・地域の活動に積極的に参加することが求められています。
		市社会福祉協議会	・住民自治協議会等と社会福祉法人、NPO等との情報交換会の開催を支援します。
3	地域福祉活動のリーダー等への支援の強化	市社会福祉協議会	・住民自治協議会福祉関係部会情報交換会を開催し、役員を対象に組織体制や活動の情報交換を行います。 ・「地域福祉ワーカー連絡調整会議」の開催に協力します。 ・コーディネート力養成講座を開催し、ボランティアコーディネーターの養成や資質向上を図ります。
		市	・住民自治協議会福祉関係部会情報交換会の開催に協力します。 ・「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を開催し、地域福祉ワーカーの知識の習得などを図ります。

事例

【わかつき・なんちゃって男子大楽(だいがく) ～男性の地域活動への参加～】

若槻地区では男性の地域活動への参加の機会を増やすために、社会見学や料理教室、体操教室といったプログラムを組み合わせた「わかつき・なんちゃって男子大楽」を開催しています。

男性同士が楽しみながらお互いの交流を深めるだけでなく、プログラムを通して地域に目を向けるとともに自身の社会経験や趣味が活かせることに気付いてもらう機会となっています。

「なんだか楽しそう!」という気持ちを大事にしなが、新たな地域活動の担い手づくりを目指しています。



地域福祉を 推進する 組織と場づくり

現状と課題

本計画では、住民自治協議会を地域福祉の推進基盤に位置付け、地域福祉活動の中核を担っていますが、活動に関する専門的な知識やノウハウの不足、財源の制限などから、地域の福祉ニーズに対応した新たな活動が生まれにくくなっています。

また、ボランティア活動の情報収集や発信などの機能を有した地区ボランティアセンターの整備は、14 地区にとどまっています。

取組の方向性

地区の支え合い活動が活発に展開されるため、住民自治協議会の活動に対する専門的な視点からの支援を行います。併せて、地域福祉を推進するための人員の配置などの支援を強化します。

市有施設だけではなく、多くの人が集う場所や社会福祉施設等に支え合い活動に関する情報を集約し、発信するなどの機能を有した地域福祉の推進拠点(※)を整備していくとともに、機能の活用を推進します。

※地域福祉の推進拠点

施設の整備にこだわらず、以下の6つの機能を有する場を地域福祉の推進拠点とする。

①ボランティア・市民活動の情報収集、整理、提供、発信②支え合い活動の普及、啓発、各種相談③ボランティア活動の相談、登録、調整④地区のニーズに対応した活動プログラムの開発、活動支援⑤講座等の学習の企画、⑥地域における分野を超えたネットワークづくり、出会い交流の場づくり

事例

【やすらぎの園 地域の縁側】

今、多くの社会福祉法人は従来の福祉活動から、地域の住民と歩み、相互の援助活動によって進める「地域福祉」の活動拠点へと展開しています。

また、地域福祉推進への有効な社会資源となり得る、潜在する社会福祉法人の協力、活動が強く望まれます。

特別養護老人ホーム「やすらぎの園」では、15 年ほど前から、篠ノ井東小学校3年生との交流事業に取り組んでいます。

写真は、むつみホール(地域交流ホール)で篠ノ井東小学校の3年1組、2組の皆さんと交流している様子です。



取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	住民自治協議会への支援の強化	社会福祉法人等	・専門的な視点から、地域福祉を推進する事業提案や活動の相談に応じることが求められます。
		地域包括支援センター	・専門的な視点から、地域福祉ワーカーが行う生活支援・介護予防サービスの体制整備の相談に対応します。 ・「地域福祉ワーカー連絡調整会議」の開催に協力します。
		市社会福祉協議会	・市社会福祉協議会事務局内に地域支援担当職員を配置し、地域の福祉活動に関する提案や相談に対応します。 ・専門的な視点から、地域福祉ワーカーが行う業務に対する支援を行います。 ・地域の福祉ニーズに対応した支え合い活動が展開できるよう事業経費を助成します。 ・他地区の取組みに関する情報を共有するため、「住民自治協議会福祉関係部会等関係者情報交換会」や「地域福祉推進セミナー」を開催します。 ・地域たすけあい事業コーディネーターを配置し、たすけあい事業の実施を支援するとともに地域の相談機能を強化します。
		市	・地域福祉ワーカーの雇用経費を補助します。(再掲1-1-4) ・地域福祉ワーカーが行う生活支援・介護予防サービスの体制整備に係る事業経費を補助します。 ・「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を開催し、地域福祉ワーカーの知識の習得などを図ります。(再掲1-3-3)
2	地域福祉推進拠点の整備・活用の推進	社会福祉法人等	・施設内のスペースをボランティアの活動拠点として提供する等、地域ニーズに応じた活動が求められています。 ・施設内のスペースには、支え合い活動をする団体の情報発信等の場の役割が求められます。
		住民自治協議会等	・多くの人が集まる市立公民館、保健センターといった公的施設やまちの縁側(※)などに地域福祉推進拠点の機能を設けることを検討する必要があります。 ・地区内で支え合い活動をする団体の情報発信の場としての役割が求められています。
		地域福祉ワーカー	・地区の社会資源を把握し、支え合い活動の担い手が集える場の情報を提供していくことに取り組みます。 ・地域福祉推進拠点に支え合い活動を行う団体の情報を集約し、支援が必要な人と結びつけることに取り組みます。
		市社会福祉協議会	・地区ボランティアセンター等の設置経費を補助します。 ・地区ボランティアセンターのノウハウを提供します。
		市	・市有施設の空きスペースを活用した地域福祉推進拠点の整備を支援します。

事例

【地域福祉推進セミナー】

各地区住民自治協議会では福祉関係部会を中心に、様々な地域福祉活動が展開されています。関係者が一堂に会しお互いの取組を共有するとともに、新たな課題について考えることで、長野市全体の地域福祉の取組みをより一層推進することを目的に実施しています。



※まちの縁側

人や地域のつながりづくりを進めるため、日常生活の中で、自宅や商店、施設などを活用して、地域の様々な人たちが集える拠点づくりやそれを担う人づくりを行う取組

支援する人が 孤立しない 仕組みづくり

現状と課題

身近な支援者である民生委員・児童委員に対して、単独の制度では解決できない複数の課題を抱えた世帯からの相談や、制度やサービスにつながりにくいゴミ屋敷や若年単身者に関する相談が持ち込まれることが増えてきており、民生委員・児童委員自身が疲弊し、孤立してしまう状況が起きています。

生活に密着した課題は、制度に当てはまりづらく困難ケース(※)化しやすいことから、関係機関が連携してチームで対応するといった、支援者が疲弊、孤立しないための体制づくりが求められています。

また、支援者が持つ情報は住民の個人情報であり、取扱いに厳重な注意が必要なため、支援者から、地域における個人情報の取扱いに関する不安が寄せられています。

取組の方向性

民生委員・児童委員等の地域の支援者が不安や悩みを抱えた際の相談体制の充実を図り、支援者が安心して活動できる環境づくりが大切です。支援者が孤立しやすい困難ケースについては、相談体制の充実や関係機関との連携強化により支援体制の充実を図ります。

支援者が活動しやすい環境を整えるため、個人情報の取扱いについて、考え方を整理するとともに、民生委員・児童委員などの支援者向けに研修会等を開催します。

※困難ケース

既存の福祉制度やサービスのあてはまらない事案や様々な課題が複合しており、単独では解決することが困難な事案

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	民生委員・児童委員への支援の強化	住民自治協議会等	・お互いの活動や役割を理解するために、民生委員・児童委員と福祉関係者との情報交換の機会をつくるのが期待されます。
		社会福祉法人NPO等	・専門的な知識を活用し、民生委員・児童委員等の支援者からの相談に協力します。
		市社会福祉協議会	・民生委員・児童委員等の悩みを受け止める、きぼう相談(※)の取組と、周知に取り組みます。 ・地区民生児童委員協議会へ職員を派遣し、研修や学習会を実施します。
		市	・民生委員・児童委員等の活動を広報等でわかりやすく市民に伝えます。 ・初任者研修等を含め、研修体制の充実に取り組みます。
2	困難ケースを連携して解決するための仕組みづくり	社会福祉法人NPO等	・専門的な知識を活用し、困難ケースに対する相談に応じ、助言等を行うことが期待されます。 ・既存の制度では対応できない課題に対して、組織の強みをいかして新たな活動を開発することが期待されます。
		市社会福祉協議会	・福祉総合相談(※)の機能を強化し、困難ケースの相談に取り組みます。 ・民生児童委員協議会をはじめ、関係団体・行政との連携を深め、困難ケースに対応できる体制を整備します。
		市	・困難ケースの解決に取り組むため、生活関連分野の関係者により構成される「生活困窮者自立支援庁内連携会議」において必要な連携・調整を行います。
3	個人情報取扱いに関する研修の充実	市社会福祉協議会	・民生委員・児童委員等を対象にした個人情報の取扱いに関する研修会を開催します。
		市	

事例

【民生委員・児童委員について】

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねているため民生委員・児童委員と呼ばれます。

地域社会のつながりが薄くなっている今日、地域住民の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

なお、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣から主任児童委員に指名されています。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、平成6年1月に制度化されました。

本市では平成27年3月末現在、784名の民生委員・児童委員と79名の主任児童委員が活動しています。



※きぼう相談

市社会福祉協議会において、誰にも相談できない、どこに相談したら良いか分からないといった「よろず」的な相談に対し、窓口を開設し、専任の相談員による相談事業を行う。

※福祉総合相談

市社会福祉協議会において、複合的に生活課題を抱えているケースや、制度の外や谷間にあり解決が困難なケースに対して、関係機関との連携を図るとともに、専門機関による相談事業を行う。

多様な人や組織が 連携・協働する 体制をつくる

現状と課題

住民自治協議会等には、介護に関することや虐待、貧困といった、解決のために専門知識が必要な生活課題が持ち込まれることが多くなってきています。その一方で、地区からは「どこに、誰に、相談すれば良いのかわからない。」といった声も多く聞かれ、解決につながる仕組みが確立されていません。

社会福祉法人やNPO等福祉サービス事業者においても、地域ニーズの把握や地区との協働事業実施のため、地区とつながりたいと考えていますが、「誰が地区の窓口になるのかわからない。」との声もあり、地区と社会福祉法人等の連携体制の確立が課題となっています。

また、人口構成の変化や高齢化の進展に伴う担い手不足により、福祉活動の継続に支障をきたしている地区もあります。

取組の方向性

社会福祉法人やNPO等福祉サービス事業者が持っている専門的な知識を活用した地域での福祉活動が期待されています。

地域が抱える課題を専門的な視点から解決につなげるため、地域の情報を共有したり、お互いが知り合う場づくりが必要です。

また、地区だけでは解決が困難な課題について、複数地区による共同の取組を検討したり、全市的な取組につなげることができるよう、地区を超えた連携体制の構築が求められます。

指標目標

福祉サービス事業者と地域の福祉関係者との情報交換会開催地区数

基準年度 (H26)

4 地区

目標年度 (H33)

32 地区

(指標を達成することで得られる効果)

各地区において、地区の福祉関係者と福祉サービス事業者との「情報交換会」を開催することで、地区と福祉サービス事業者との連携体制が構築されます。

指標目標

地域福祉ワーカーの設置地区数

基準年度 (H26)

28 地区

目標年度 (H33)

32 地区

(指標を達成することで得られる効果)

本計画において、地域福祉ワーカーの役割を整理し、支え合い活動の創出、活動提供主体間の連携体制づくり等を担う人材として位置付け、各地区に配置をすることで、多様な人や組織による連携体制の構築が図られます。

取組み		実施主体ごとの役割	
1	地区内の連携・協働体制の充実	住民自治協議会等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業者が地域ニーズを把握する場として地域の福祉関係者と「情報交換会」を開催することが期待されます。 民生委員・児童委員や福祉推進員といった地域の担い手が連携するため、各担い手の役割の明確化や役割を周知していくことが必要です。
		地域福祉ワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 地域の社会福祉法人、NPO等の社会資源を把握し、連携体制の構築に取り組みます。(再掲1-3-2)
		社会福祉法人・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 地区で開催する「情報交換会」に参加し、連携体制の推進に取り組むことが求められます。 住民自治協議会等が行う支え合い活動への参画が期待されます。(再掲1-1-1)
		市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地区で開催する「情報交換会」の実施に向けた相談・助言を行います。 福祉推進員への支援を強化し、民生児童委員等の地域の担い手と連携・協働できるよう取り組みます。 連携・協働を進めるための相談や支援を行うコミュニティソーシャルワーカー(※)の役割を担う職員を配置します。
2	地区を超えた連携・協働体制の充実	社会福祉法人・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 単独の地区だけでは解決できない課題について、専門的な知識や地域のネットワークを活用した解決策の提案や新たな活動の開発が期待されます。
		市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係部会情報交換会等を開催することで、複数地区で抱えている課題や地区だけでは解決が困難な課題の把握、解決策の検討を行います。 複数地区で抱えている課題等について、先駆的な取組につなげられるよう、市ボランティアセンターの機能を充実します。 連携・協働を進めるための相談や支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの役割を担う職員を配置します。(再掲2-2-1)
		市	<ul style="list-style-type: none"> 市保健福祉ブロック(※)や、地域包括支援センター等のエリアを活用した地区を超えた連携・協働体制を研究します。 複数地区で抱えている課題や地区だけでは解決できない課題の解決に取り組むため、「地域福祉庁内推進会議」において必要な連携・調整を行います。

事例

【吉田地区地域福祉関係団体情報交換会】

吉田地区では住民自治協議会の福祉保健部会や各区の地域福祉会、地区内の福祉サービス事業者、地域包括支援センターや保健センター等の関係者が一堂に会し、お互いの取組について定期的に情報交換を行っています。関係者がお互いに「顔の見える」関係づくりを心掛けながら、地域が一体となった地域福祉の推進を図っています。



※コミュニティソーシャルワーカー

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティソーシャルワーク」の推進役

※保健福祉ブロック

長野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画上で、保健センター、老人福祉センター、地域密着型介護老人福祉施設等の計画的・適正な配置を図るために地域的なバランス等を考慮して設定された区域。市内32地区を9ブロックに区分したもの。

地域で見守り・ 地域で支える 体制の充実

現状と課題

少子高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。また、ライフスタイルの変化に伴い、高齢者世代だけでなく若い世代でも単独世帯が増加しています。

近所付き合いにおいても、平成 26 年度まちづくりアンケートの結果から「立ち話をする程度の人ならいる」、「あいさつをする程度の人しかいない」及び「ほとんど付き合いはない」といった人が全体の 64.9%を占めており、近隣関係の希薄さが浮き彫りになっています。

高齢者、障害者、乳幼児等に対しては民生委員・児童委員等が、平常時からの見守り(安否確認等)を行っています。地域から孤立し、見守りの対象から外れてしまう人や自ら「助けて」と声を上げられない人たちに気づき、支えるための仕組みづくりが求められています。

取組の方向性

日常生活を送る中で、住民同士の交流が促進され、お互いを気にかける関係を築くことは、社会的孤立の防止、徘徊高齢者の発見、子育てに行き詰まりを抱える家庭の支援等にもつながります。地域においては、行政連絡区よりも小さな単位での”ゆるやかな見守り(※)体制”を築く必要があります。

さらに、地域での見守り体制の強化と異変に気づく機能を高めるため、住民のお宅を訪れる機会の多い電気、ガス、水道といったライフライン事業者など民間企業との協力関係を強化し、重層的な見守り体制の充実を図る必要があります。

指標目標

地域の関係者が集まり、見守りに関するネットワーク会議を開催している地区数

基準年度 (H26)

17 地区

目標年度 (H33)

32 地区

(指標を達成することで得られる効果)

住民自治協議会、区長、民生委員・児童委員、行政、事業者等が一堂に会し、地域の見守り活動に関する情報交換、通報相談ルートの確認等を目的としたネットワーク会議を開催することで、地域の見守り体制が充実されます。

※ゆるやかな見守り

隣組、班、常会など、日常生活単位のより身近な地域で、ご近所の様子を何となく気にかけている状態。「いつもと違う」と感じた時には、地区の担当者や専門機関につなぐ。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	小地域単位での交流活動の推進	住民	・お茶のみサロン等地域の交流活動へ積極的に参加することが必要です。
		住民自治協議会等	・隣近所において、お互い気にかける関係を築くため、隣組、班、常会など、日常生活単位でサロン活動等を展開することが必要です。
		社会福祉法人NPO等	・施設のスペース等を活用した地域住民の交流活動の実施や住民自治協議会等が行う交流活動などの開催への協力が求められています。
		市社会福祉協議会	・地域で行うサロン事業等交流活動の実施を支援します。 ・住民自治協議会等で行うサロン事業の経費を補助します。
		市	・民生委員・児童委員等が行う友愛活動(※)の経費を補助します。
2	日常生活における見守り活動の推進	住民	・地域の見守り活動への協力が求められます。 ・日常生活の中で異常を発見したときは、担当民生委員・児童委員や地区役員等へつなぐことが必要です。
		住民自治協議会等	・地区における見守り体制の整備に努めます。 ・地区役員等は、異変があった場合の対応に協力します。
		民生委員・児童委員	・異変があった場合の対応に協力します。
		社会福祉法人NPO等	・地域の見守り活動に協力します。
		市社会福祉協議会	・地域の見守り体制づくりを支援します。
		市	・見守り活動に関する研修会を開催します。
3	民間企業等との協力体制の確保	社会福祉法人NPO等	・事業を通じた、見守り活動への協力が求められています。
		市	・訪問活動等を行う企業と「高齢者等の見守りの協力に関する協定」の締結に努めます。

事例

【古里地区 駒沢第二団地区「今日も元気だ輪」の取組】

古里地区 駒沢第二団地区では、「今日も元気だ輪」を希望する一人暮らし世帯や一人暮らし高齢者世帯に配布をしています。

住民が日中元気で過ごしている場合には、「今日も元気だ輪」を玄関先に吊るし、直接訪問しなくとも、近隣住民がゆるやかに見守れる取組をしています。



事例

【孤立防止見守りネットワークの啓発】

家族関係や近隣住民のつながりが希薄になる中で、地域の見守りと課題発見機能を高め、孤立を見逃さない地域づくりを目指した取組を進めています。

本市では、ライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売事業者など39事業者と「高齢者等の見守り協力に関する協定」を締結しています。

訪問先で異変に気づいた場合に、市へ通報することで適切な保護や支援につなげ、事業者の皆様に協力により、地域の見守りを全市的に行っています。



※友愛活動

「ひとり暮らし高齢者友愛活動事業」は、ひとり暮らし高齢者の孤独感を解消し、社会生活における自立を支援するため、地域のボランティア団体が行う、自宅訪問やふれあい会食の活動

どんな悩みも 「受け止め」「つなぐ」 相談体制の充実

現状と課題

本市では、第一次計画から、身近な地域の相談窓口の充実を目指して「地域福祉よろず相談」の推進に取り組んでいます。

社会的背景やライフスタイルの変化に伴い、住民が抱える生活課題も多様化しており、住民は、「(自分の困りごとを)どこに相談したらよいかわからない」状態に陥ってしまうこともあります。また、地域福祉ワーカーにおいても、多様化する相談に対応することが、大きな負担になってきています。

生活保護受給状況は、平成27年3月末現在、本市の保護率(0.81%)が、県の保護率(0.55%)を上回っており、要保護世帯及び人員数も依然として高い水準にあります。

平成27年の生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活保護に陥る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者への相談・支援体制の整備が求められています。

取組の方向性

本計画では、「地域福祉ワーカー」に代わり、市社協職員である「地域たすけあい事業コーディネーター」が、専門性をいかし、「地域福祉よろず相談」において、住民からの困りごと相談の窓口を担います。地域福祉よろず相談の情報を住民にわかりやすく伝えるとともに、地域たすけあい事業コーディネーターへの支援体制を整えることで、地域の身近な相談窓口の充実を図ります。

さらに、多様な課題を受け止め、支援につなげる「総合相談」の仕組みづくりを進めます。

また、経済的に困窮したり、社会的に孤立している方の自立に向けた相談窓口を開設し、生活困窮者の早期把握や自立に向けた支援の取組を進めます。

指標目標

地域福祉よろず相談の実施地区数

基準年度 (H26)

21 地区

目標年度 (H33)

32 地区

(指標を達成することで得られる効果)

各地区で「地域福祉よろず相談」に取り組むことで、地域における身近な相談窓口の充実が図られます。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	利用しやすい相談情報の提供	住民自治協議会等	・相談者がどの窓口で相談すべきなのか判断できるよう地区内の相談機関を掲載した「安心便利帳」の作成等、情報を共有するための取組が期待されます。
		市社会福祉協議会	・情報共有の取組みについて、情報提供や助言等行います。
		市	・適切な相談機関につなげられるよう、必要な情報の提供を行います。
2	「地域福祉よろず相談」体制の充実	住民自治協議会等	・「地域福祉よろず相談」について広く地域住民に周知することが求められています。
		地域福祉ワーカー	・地域たすけあい事業コーディネーターや関係機関と連携して「地域福祉よろず相談」の充実を図ります。
		社会福祉法人NPO等	・専門性をいかし、相談窓口の開設や「地域福祉よろず相談」への助言等行うことが求められます。
		市社会福祉協議会	・地域たすけあい事業コーディネーターが相談業務を円滑に行えるよう研修や助言を行います。
		地域たすけあい事業コーディネーター	・地域福祉ワーカーや関係機関と連携して「地域福祉よろず相談」の充実を図ります。
市	・「地域福祉よろず相談」の取組を支援します。		
3	総合相談体制の充実	社会福祉法人NPO等	・市社協や他機関と協力し、多様なニーズを受け止め、適切な支援につなぐ総合相談機能への協力が求められています。
		市社会福祉協議会	・社会福祉法人等や行政の関係機関と協力して総合相談機能の充実を図ります。
		市	・市社協や社会福祉法人等へ必要な情報を提供することで総合相談の体制づくりを支援します。
4	生活困窮者への相談体制の充実	住民自治協議会等	・生活に困窮している人を早期に把握するため、相談窓口の周知や関係者の研修に取り組むことが期待されます。
		社会福祉法人NPO等	・生活に困窮している人を早期に把握するため、職員研修の実施や相談技術の向上に取り組めます。
		市社会福祉協議会	・生活困窮者の自立相談の窓口「長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”」を運営し、生活困窮者への相談に取り組めます。 ・生活に困窮している人を早期に把握するため、住民自治協議会や福祉関係機関等への周知や研修に取り組めます。
		市	・長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”を設置します。 ・「生活困窮者自立支援庁内連携会議」を開催し、関係各課が生活困窮のニーズを把握した場合に早期に相談につなぐ体制づくりに取り組めます。

事例

【まいさぼ長野市の紹介】

長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”を、生活困窮者自立支援法に基づき開設しました。

“まいさぼ長野市”では、生活に困った方からの相談に応じ、自立のための支援を行います。「なかなか仕事に就くことができない」「長期の引きこもりの子どものことが心配」「病気や借金等のことを誰に相談していいかわからない」といった困りごとに対応しています。



誰もが安心して生活できる 支え合い活動の充実

現状と課題

地域では、見守りや安否確認、高齢者等のごみ出しや雪かきといった日常生活の困りごとに対して、支え合い活動や家事援助・福祉移送サービスなどの取組が行われています。

近隣関係の希薄化や少子高齢化の進展に伴い、新たな福祉ニーズが発生するとともに、ニーズが多様化しています。

本市の生活保護受給世帯数及び被保護人員数は、平成16年度と比べて2.3倍(H27.3月末現在)と増加している中で、15歳から65歳までの稼働年齢層で構成される世帯の割合も3.8倍と大きく増加しています。

災害対策基本法の改正(H25)により、市による避難行動要支援者(※)名簿作成の義務付けや本人から同意を得た名簿情報の民生委員や自主防災組織等の避難支援関係者への提供等が定められました。

本市の避難行動要支援者数は14,302人(H27.3月末現在)で、高齢化の進展に伴い、今後も増えていく見込みです。

取組の方向性

多様化する地域の福祉ニーズを把握するためには、行政連絡区単位で福祉懇談会を開催していくことが有効です。

各団体等が把握した生活課題等を地域福祉ワーカーに集約し、地域に不足するサービスの開発につなげていく必要があります。

生活に困窮する人が自立するための就労支援の充実とともに、地域においては、生活に困窮する人が孤立しないための居場所づくりが必要です。

平常時から、隣近所でお互いに見守り、助け合える関係を築いておくとともに、災害発生時には、迅速に避難や避難支援が行えるよう、避難支援計画(※)を作成しておくなど避難支援の体制を整えておく必要があります。

事例

【中条地区 むしくらネットワーク】

中条地区では、地域ぐるみの日常的な見守りや地域の困りごとなどを話し合うため、住民、民間事業者、ボランティア等の複数の機関により「むしくらネットワーク」を組織し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



※避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

※避難支援計画

避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰(=避難支援者)がどのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載したものを。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	地域の福祉ニーズに応じた支え合い活動の推進	住民	・日頃から、日常生活の困りごと等の福祉課題や福祉ニーズの把握に努めることが必要です。
		住民自治協議会等	・行政連絡区単位で地域福祉懇談会を開催するなど、地域の福祉ニーズの把握に努めます。
		地域福祉ワーカー	・地域の活動に参加するなど、地域活動やニーズを把握します。 ・地域における福祉ニーズに応じた支え合い活動の創出に取り組みます。
		社会福祉法人NPO等	・把握した課題を地域へつなげるとともに、専門的な知識をいかした支え合い活動の開発等、積極的な参画が求められます。
		市社会福祉協議会	・地域福祉懇談会に職員を派遣するなど、地域における福祉ニーズの把握を支援します。 ・地域たすけあい事業の協力員や地域たすけあい事業コーディネーターに対する研修会を開催し、活動の充実を図ります。
		地域たすけあい事業コーディネーター	・家事援助や福祉移送サービス等の業務を通じ、把握した課題を地域福祉ワーカーへ繋げることが必要です。
		市	・「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を開催し、地域福祉ワーカーの知識の習得を図ります。
2	生活に困窮する人が利用できる場や活動の場の創出	住民自治協議会	・生活に困窮する人が孤立しないための「居場所」や「社会参加の場」づくりに取り組むことが期待されます。
		地域福祉ワーカー	・生活に困窮する人が孤立しないための「居場所」や「社会参加の場」づくりを支援します。
		社会福祉法人NPO等	・生活に困窮する人の自立支援のために働く場所や孤立しないための居場所づくりに取り組むことが期待されます。
		市社会福祉協議会	・「長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”」で、居場所や社会参加の場が必要な人の自立に向けた相談・支援に取り組みます。
		市	・「長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”」を設置します。(再掲3-2-4)
3	避難行動要支援者への支援の充実	住民	・平常時から、隣近所で見守り、助け合える関係を築く必要があります。
		住民自治協議会等	・民生・児童委員や地域の自主防災組織と連携し、要支援者の把握、支援計画の作成を行うことにより、地域における災害発生時の避難支援体制を構築します。 ・地区における見守り体制の整備に努めます。(再掲3-1-2)
		市社会福祉協議会	・地域における避難支援や見守り体制の構築に協力します。
		市	・避難行動要支援者名簿の作成、地域における避難支援体制の構築を支援します。

事例

【芋井地区 芽吹きのかい】

芋井地区では、高齢者や障害者の日常の困りごと解消のため、平成26年9月に「芽吹きのかい」を発足し、草取りやごみ出し、掃除など助け合い活動に取り組んでいます。

地域住民による「お互いさま」の気持ちを大切に支え合いの仕組みです。暮らしの中での「ちょっとしたお手伝い」があるだけで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来ます。



安心して福祉サービス を利用するための 環境整備

現状と課題

平成 26 年度のまちづくりアンケートにおいて、「家族の中で福祉サービスを利用している人がいる」とする割合は、平成 21 年度が 17.2%、平成 26 年度が 18.8%で増加しており、高齢化の進展により、さらに増加していくことが見込まれます。

支え合い活動の担い手である、地域住民等に対する研修や学習の機会は十分とは言えません。

事業者が提供する福祉サービスについては、県において、サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択に役立つ情報となることを目的として、福祉サービス第三者評価事業が行われています。

認知症や知的・精神の障害により、自らの力で福祉サービスを利用することが困難な方もいます。

取組の方向性

支え合い活動を行う者や福祉サービスの提供者は、適切なサービス等を提供するため、支え合い活動の担い手や福祉サービス従事者の研修・学習の機会を充実していく必要があります。

福祉サービスを提供する者は、利用者が適切にサービスが受けられるよう、事業に関する情報を提供していくことが必要です。

認知症や障害により、自らの力で福祉サービスを利用することが困難な方が福祉サービスを利用できるための支援に取り組みます。

取組の内容

取組み		実施主体ごとの役割	
1	福祉サービス従事者・支え合い活動の担い手の研修の推進	住民自治協議会等	・福祉サービス事業者が地域ニーズを把握する場として地域の福祉関係者と「情報交換会」を開催することが期待されます。(再掲2-2-1) ・支え合い活動の担い手の研修や、担い手同士が交流する機会等を設けることが期待されます。
		社会福祉法人NPO等	・福祉サービス従事者の研修を実施するとともに、地域で取り組まれる支え合い活動の担い手の研修に協力します。
		市社会福祉協議会	・研修や交流会等を開催し、支え合い活動の担い手の意識や技術の向上に取り組みます。 ・地域たすけあい事業を通じて把握された課題の検討等を行い、支え合い活動の質の向上に取り組みます。
		市	・福祉サービス事業者を対象とした研修会の開催等により、従事者の意識や技術の向上を支援します。
2	福祉サービスに関する情報公開の促進	社会福祉法人NPO等	・福祉サービスの第三者評価を実施し、質の向上を図るとともに、利用者がサービスを選択するための情報を公開することが必要です。
		市	・事業者への働きかけ等により、利用者に福祉サービスを選択するための情報が提供されるよう支援します。
3	福祉サービスを利用しやすい環境づくり(権利擁護の推進)	社会福祉法人NPO等	・成年後見制度(※)が必要な方等の把握や、制度利用に向けた支援に取り組みます。
		市社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業、成年後見制度を周知し、両制度の利用を促進します。 ・成年後見支援センター(※)を開設し、制度利用に関する支援や法人後見の実施等に取り組みます。
		市	・経費の補助を行い、成年後見支援センターの運営を支援することにより、成年後見制度の利用を促進します。

事例

【三輪地区地域たすけあい事業協力会員の研修】

住民同士の支え合いの仕組みとして「地域たすけあい事業」が行われています。活動の担い手である協力会員のスキルアップを図ることで、利用会員の気持ちに寄り添った支援につなげていきます。地域の多様な支え合い活動がより充実するよう取組を進めています。



※成年後見制度

判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所が監督する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

※成年後見支援センター

市社会福祉協議会が、成年後見制度等の利用が必要な認知症高齢者や知的・精神障害者等に対し、成年後見制度の利用に関する相談から支援まで総合的に行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう成年後見支援体制の構築を図ることを目的に平成23年4月に開設。

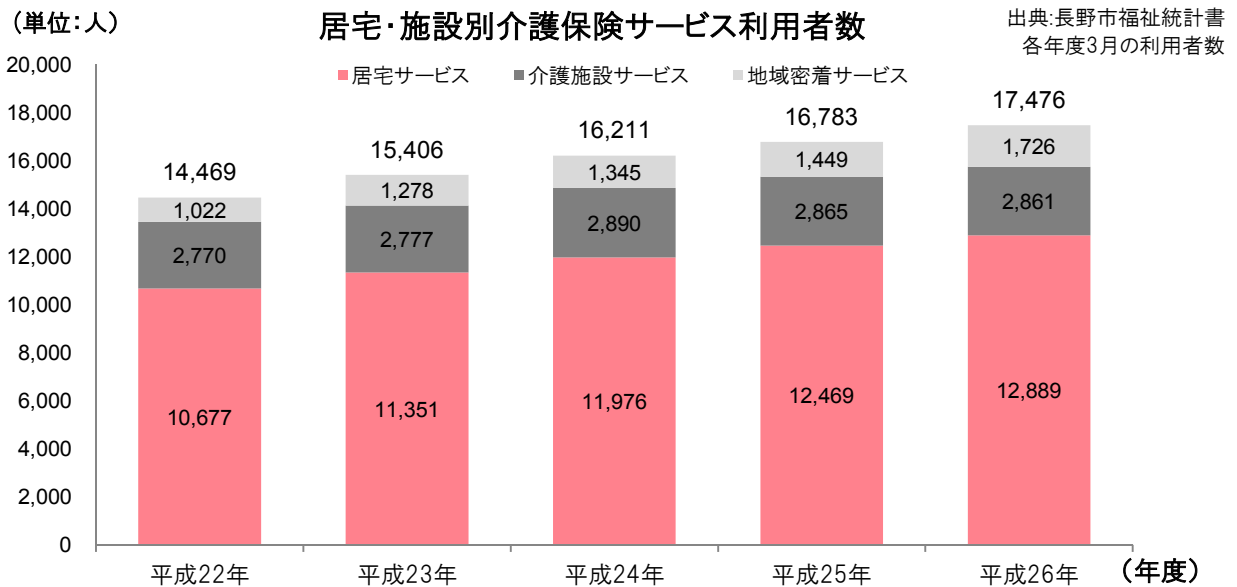
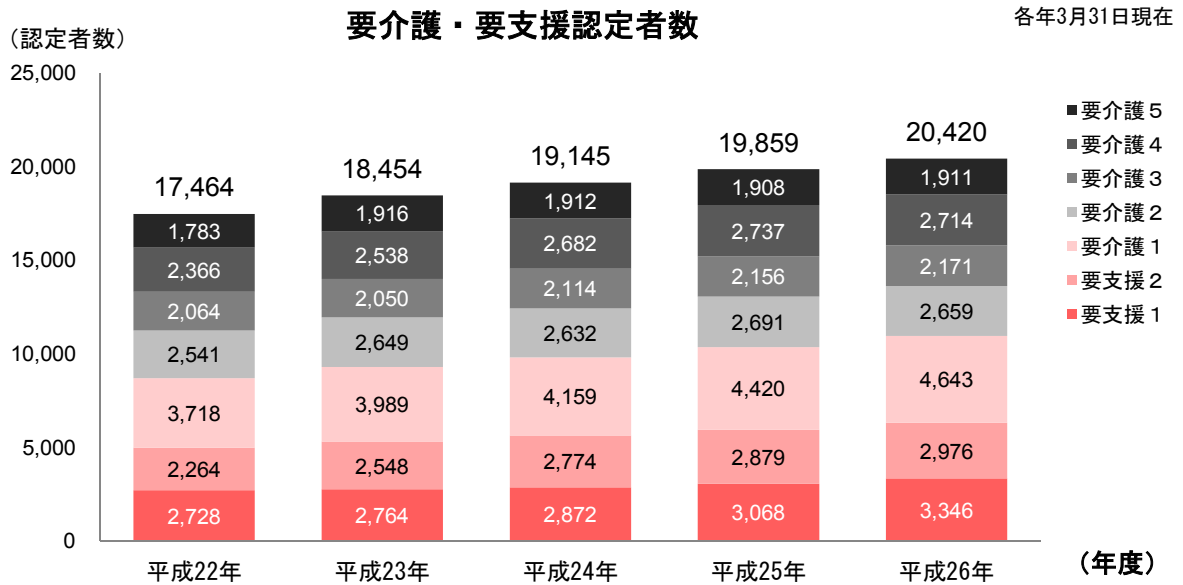
參考資料

参考資料

1 本市における福祉の現状

(1) 要介護・要支援認定高齢者の状況

介護保険サービスを利用するために、認定申請した高齢者等のうち、介護や支援を要すると認定されたのは、平成27年3月31日現在で20,420人です。その85.6%が介護保険サービスを利用しており、うち、73.8%にあたる12,889人が居宅サービスの利用者です。

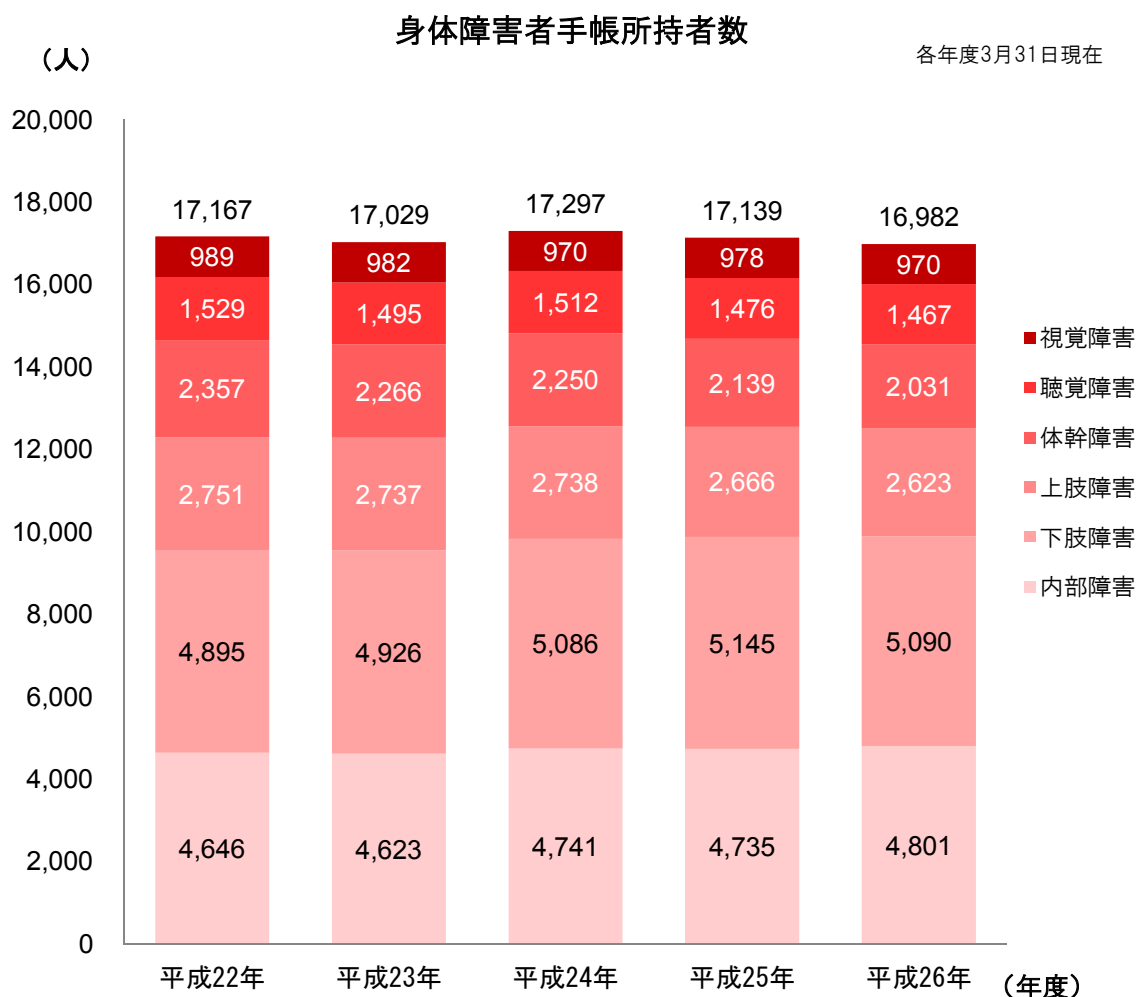


(2)障害者の状況

身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、平成27年3月31日現在、16,982人です。そのうち約75%の12,693人が65歳以上の高齢者です。原因別では、90%近い14,996人が後天性疾患により障害を持つようになっています。

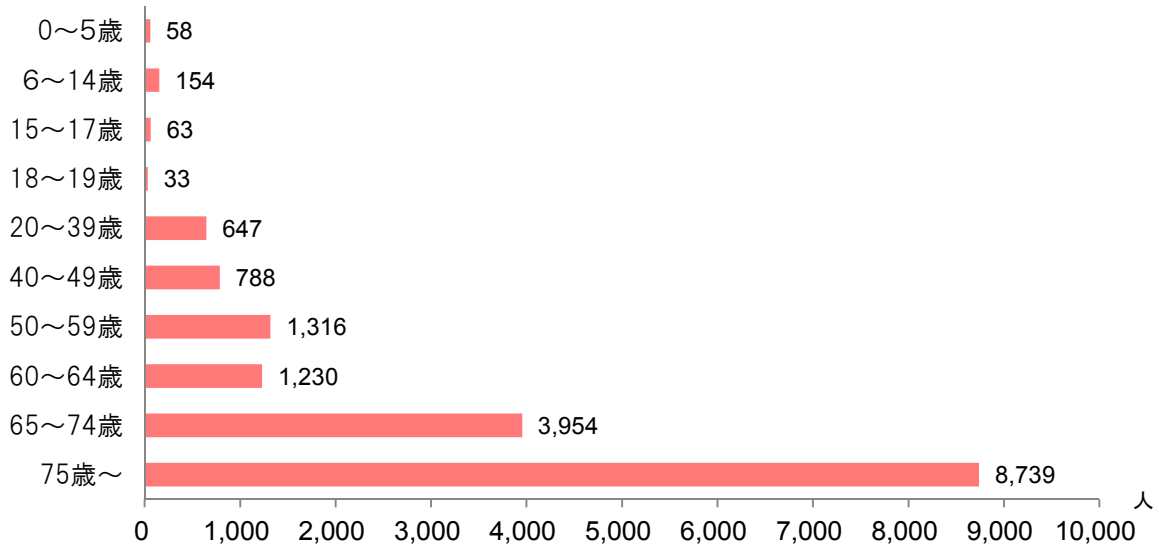
また、療育手帳所持者から把握した知的障害児・者数は、平成27年3月31日現在3,234人、精神障害者通院治療費公費負担受給者から把握できる精神障害者は、平成27年3月31日現在6,153人です。

なお、これらの人数には、アスペルガー症候群、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などの発達障害、高次脳機能障害のように現在の福祉制度の中で障害者手帳の交付等の対象となっていない人の数は含まれていません。



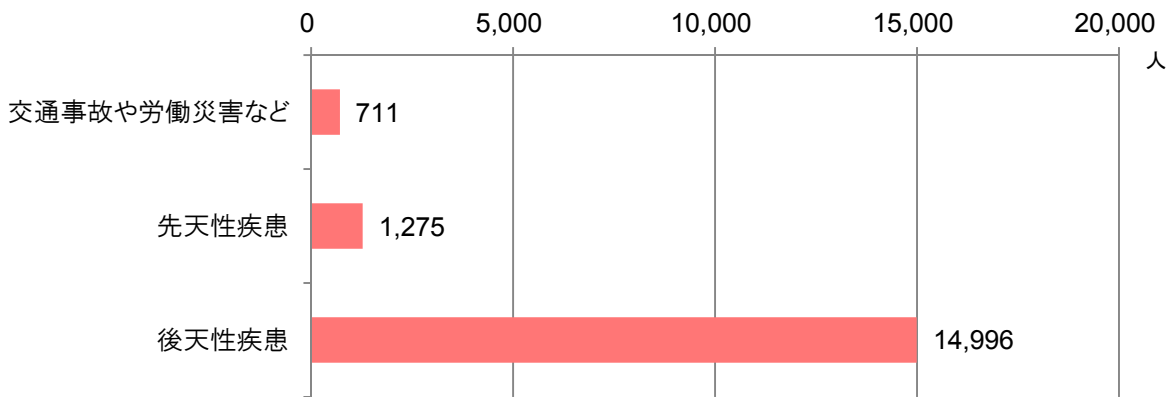
身体障害者手帳所持者の年齢別人数

平成27年3月31日現在



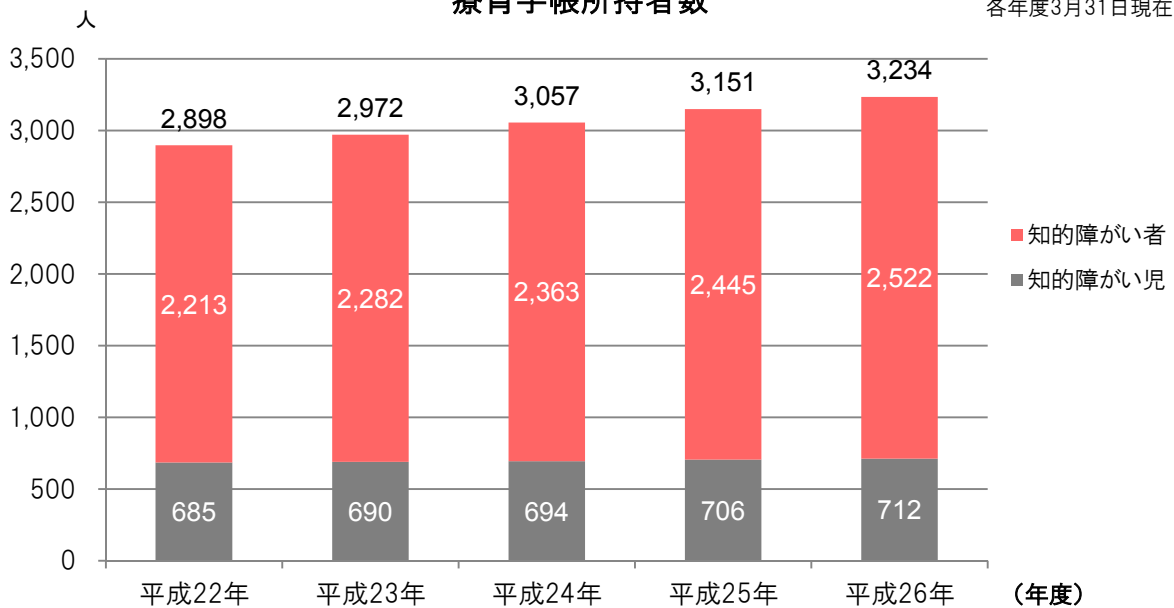
身体障害者手帳所持者の原因別数

平成27年3月31日現在



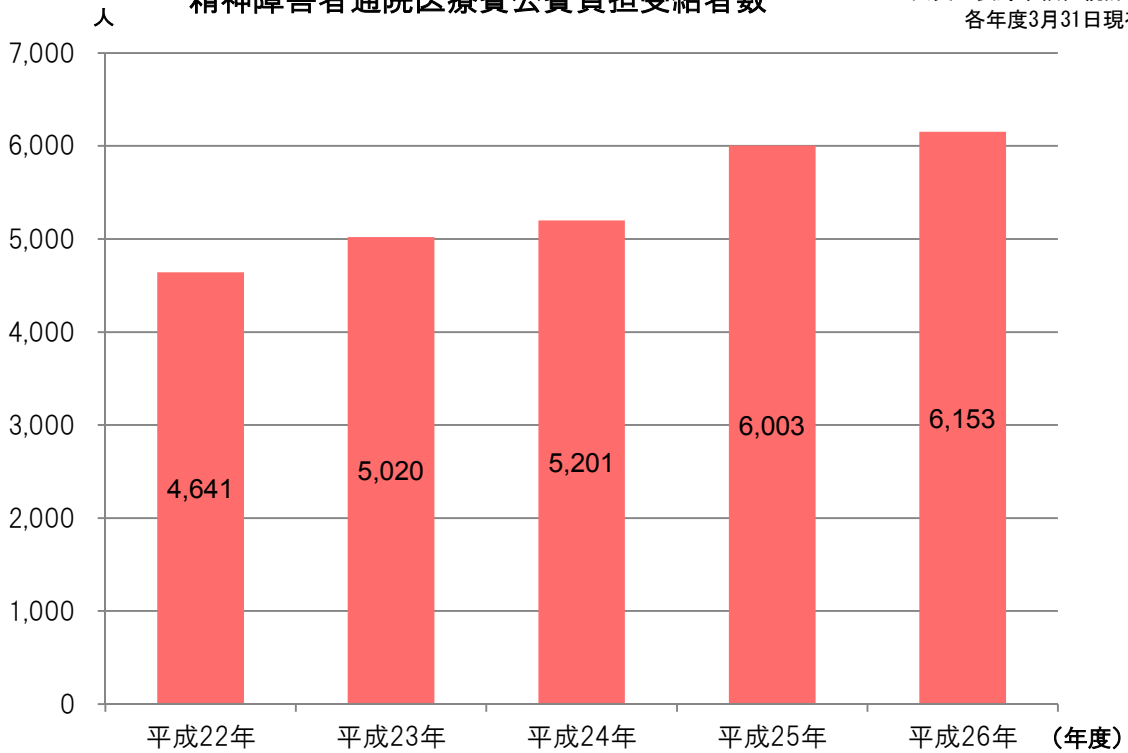
療育手帳所持者数

出典：長野市福祉統計書
各年度3月31日現在



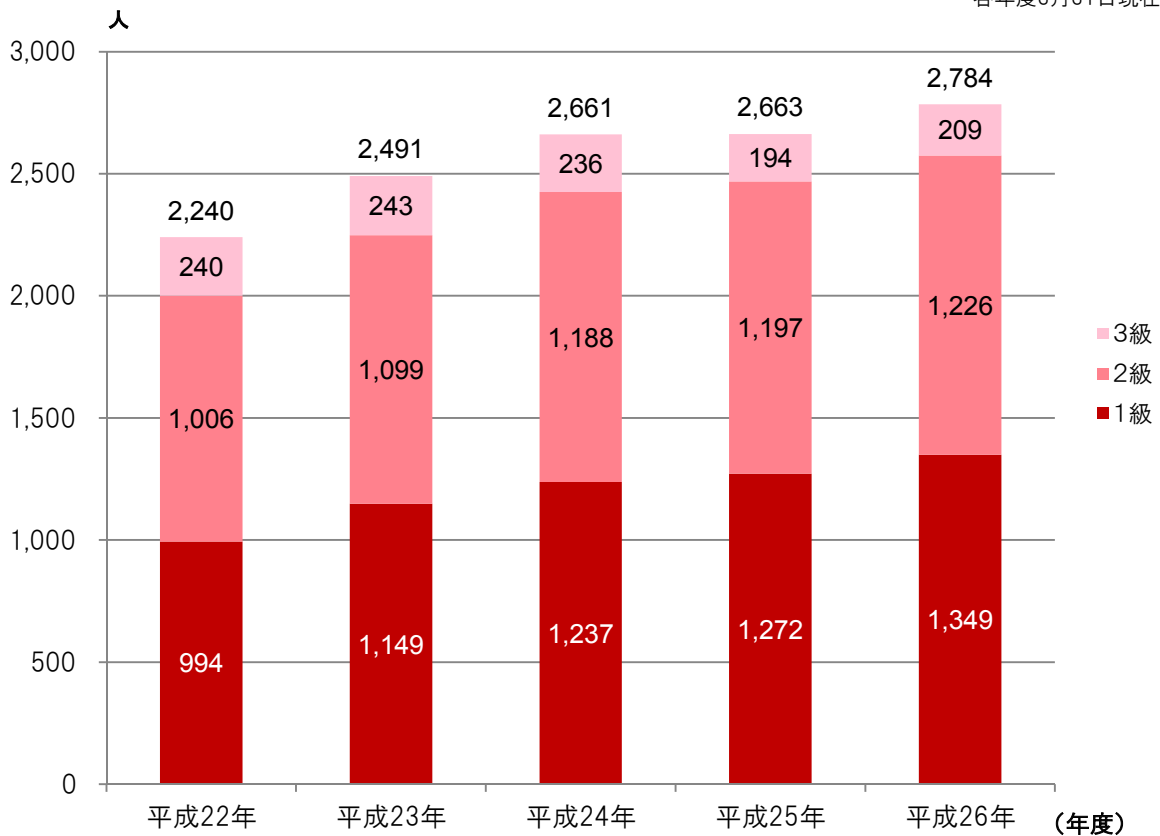
精神障害者通院医療費公費負担受給者数

出典：長野市福祉統計書
各年度3月31日現在



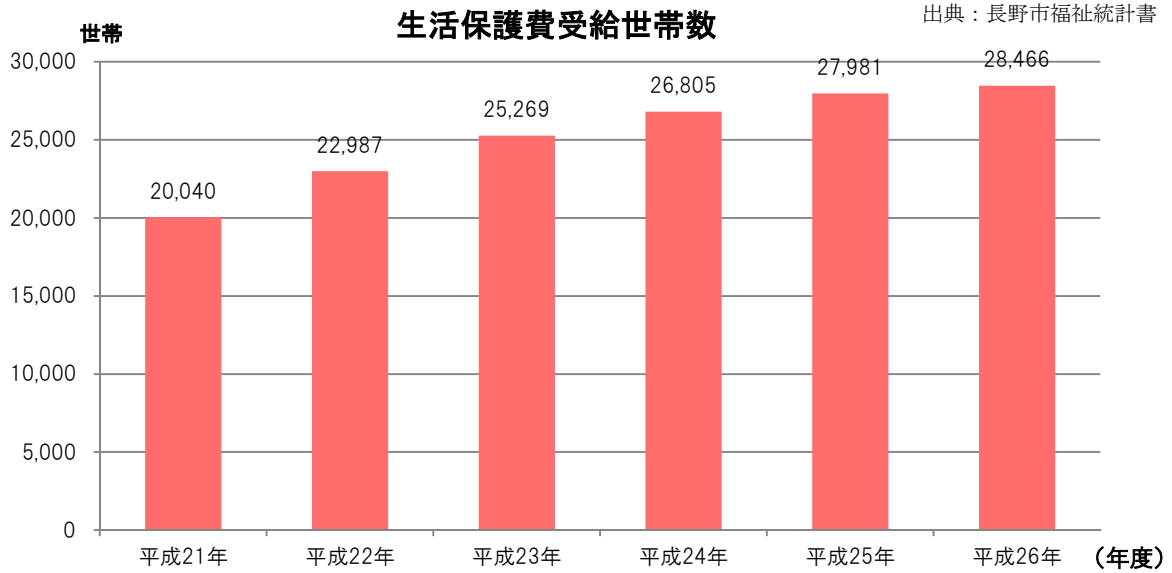
精神障害者保健福祉手帳所持者数

出典：長野市福祉統計書
各年度3月31日現在



(3)生活保護受給者の状況

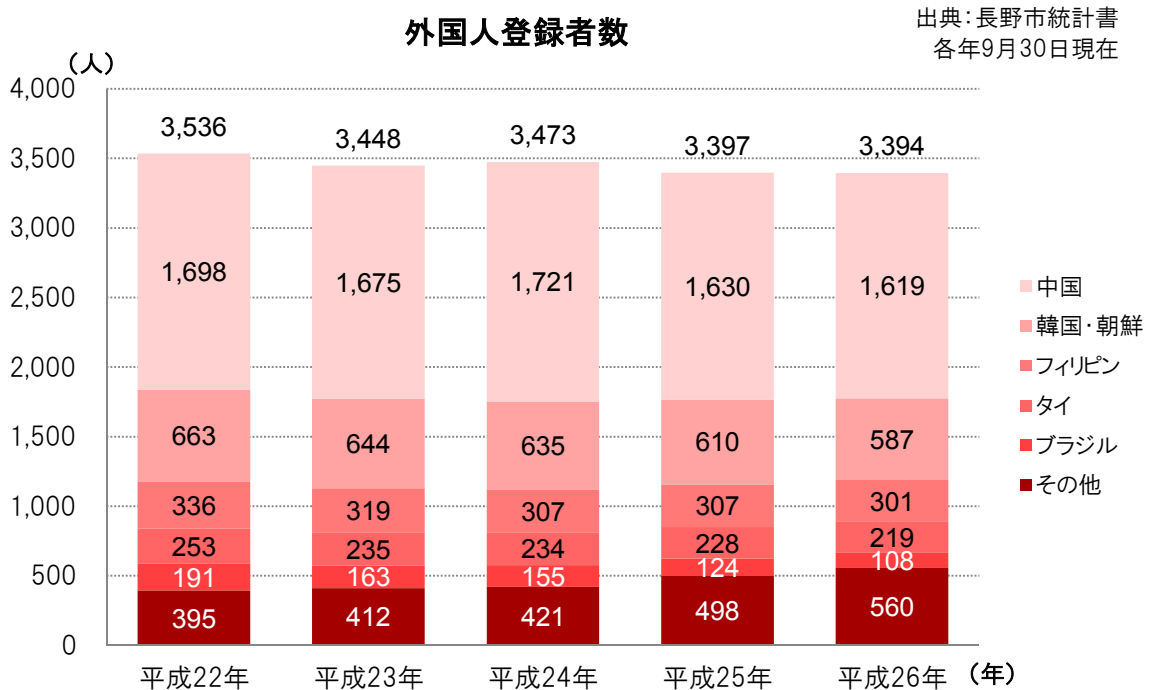
生活保護を受給している世帯数は、平成 26 年度は 28,466 世帯(延べ)、月平均では 2,372 世帯です。保護世帯数は微増傾向にあります。



(4)外国人登録者数

外国人登録者は、平成 26 年 9 月 30 日現在 3,394 人で、長野市の総人口の 1%弱に当たります。

国籍(出身地)別には、中国が最も多く 1,619 人、以下、韓国・朝鮮 587 人、フィリピン 301 人、タイ 219 人、ブラジル 108 人と続き、これらの国の出身者が 8 割を超えます。



2 長野市民の地域福祉に関わる意識の現状

～平成26年度「まちづくりアンケート調査」の結果から～

<調査の概要>

1 調査目的

長野市民の地域福祉に対する意識および地域特性を把握し、平成28年度からを計画期間とする「第三次長野市地域福祉計画」策定のための基礎資料とする。

2 調査対象

長野市内に在住の20歳以上の男女

3 調査事項及び調査の方法

(1) 調査事項

- ア 近所づきあいの程度(近隣関係)
- イ 社会的支援を担う意識(社会的支援意識、地域福祉観)
- ウ 家族における福祉サービス利用の関係性(回答者基本属性)
- エ 社会的支援を受ける意識(被社会的支援意識)
 - ・理想的選択、希望
 - ・現実的想定
- オ 福祉ボランティア活動参加意向(「共助的」支援意識)

(2) 標本の抽出

住民基本台帳(平成26年10月16日現在)からの等間隔無作為抽出

(3) 標本総数

5,000人

(4) 調査方法

返信用封筒を同封した質問票送付によるアンケート調査方式
(この調査は市広報広聴課が行った「まちづくりアンケート」の中で、図書館利用や情報通信機器、インターネット利用など他の3項目のテーマとともに実施)

6 調査期間

平成26年10月24日(金)から11月7日(金)まで

7 回収結果

有効(送達)標本数	5,000 通
無効(未送達、返送)標本数	0 通
回収標本数	3,274 通
回収率	65.5%

8 集計方法

エクセル、ワードによる集計(委託)

この調査における地域の区分

地域区分	地区名
市街地地域(10地区)	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、安茂里
市街地周辺地域(8地区)	古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、豊野
犀南地域(3地区)	篠ノ井、川中島、更北
松代・若穂(2地区)	松代、若穂
中山間地域(9地区)	小田切、芋井、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

【調査結果】

近所付き合い 「助け合う親しい人がいる」微増

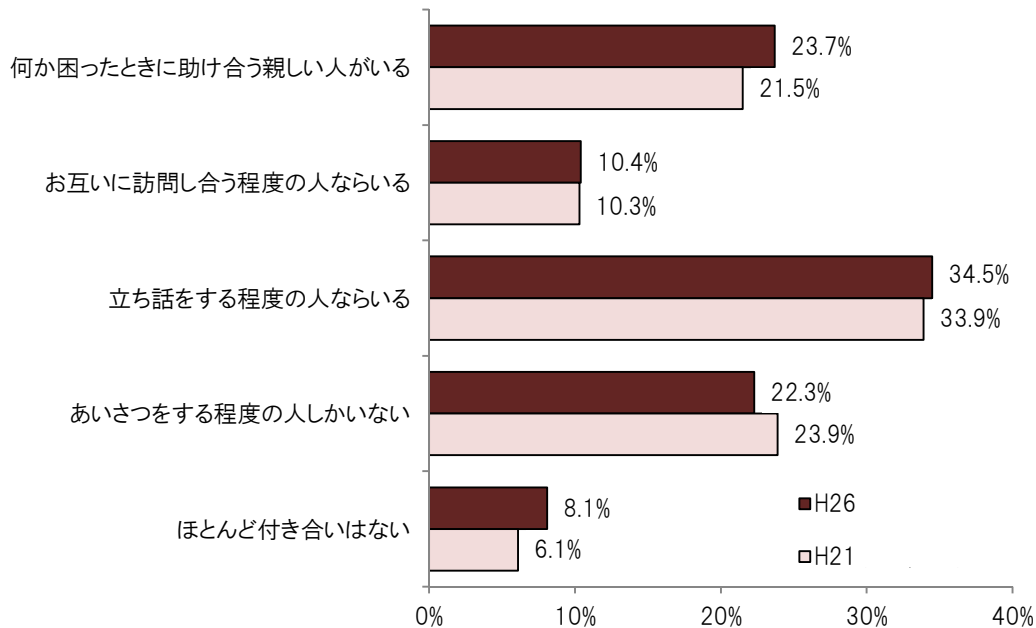
問1 あなたは日ごろ、近所の人たちと、どの程度の付き合いをしていますか。

日ごろ、近所の人たちとの付き合いは「立ち話をする程度の人ならいる」34.5%、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」23.7%、「あいさつをする程度の人しかいない」22.3%で、「ほとんど付き合いはない」は8.1%となっている。

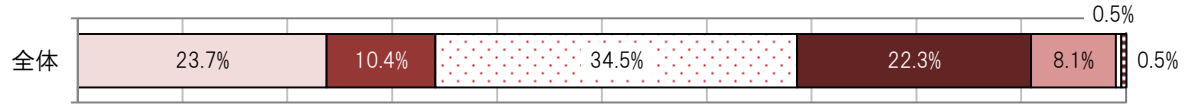
平成21年度調査と大きな変化は見られないものの、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が2.2ポイント増える一方、「ほとんど付き合いはない」も2ポイント増と、密接な関係、希薄な関係がそれぞれ微増となっている。

「助け合う親しい人がいる」は高齢者層ほど高く、60歳以上は3割を超える。地域別では、中山間地域が46.2%で、市街地の17.6%とは28.6ポイントも差がある。職業別では、農・林・漁業が過半数の58.3%に対し、会社員や公務員などは14%前後と大きな開きがある。居住年数でも、長いほど密接な関係がある。

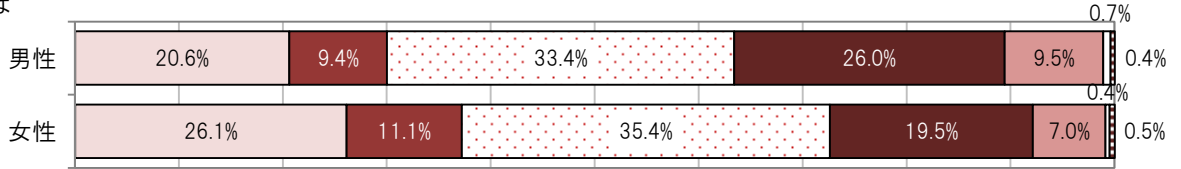
一方、「ほとんど付き合いはない」という希薄な関係は若年者層ほど多く、20歳代は23.0%、また、居住5年未満では26.2%である。



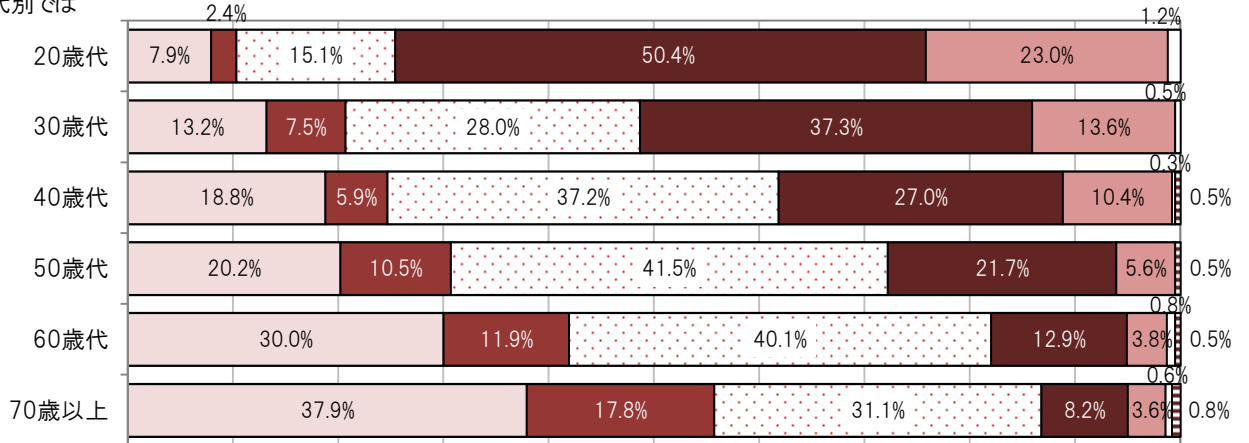
※グラフからは「その他」、「無回答」は除く(以下同じ)



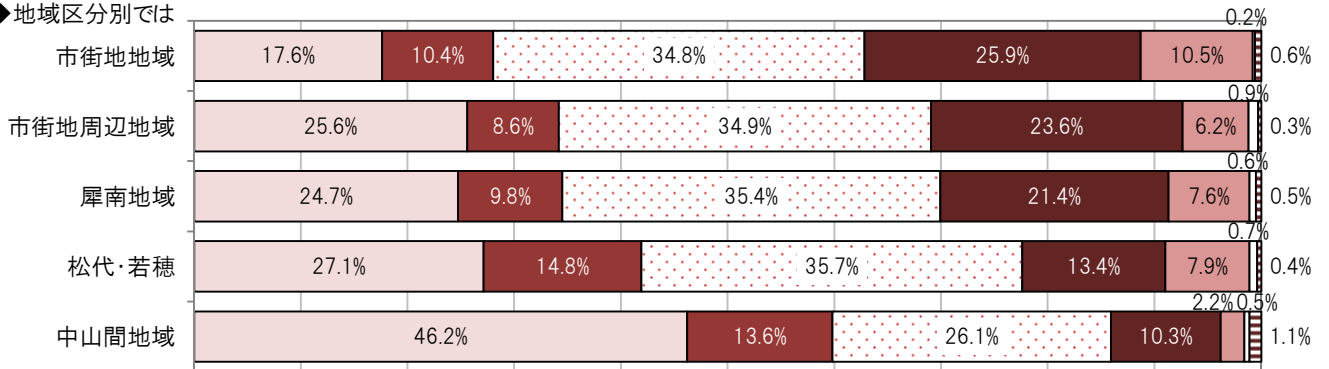
◆性別では



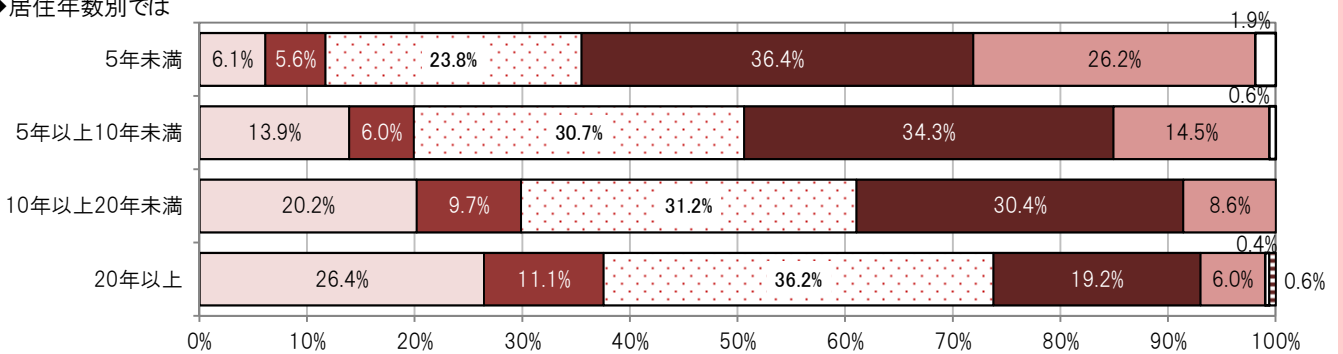
◆年代別では



◆地域区別では



◆居住年数別では



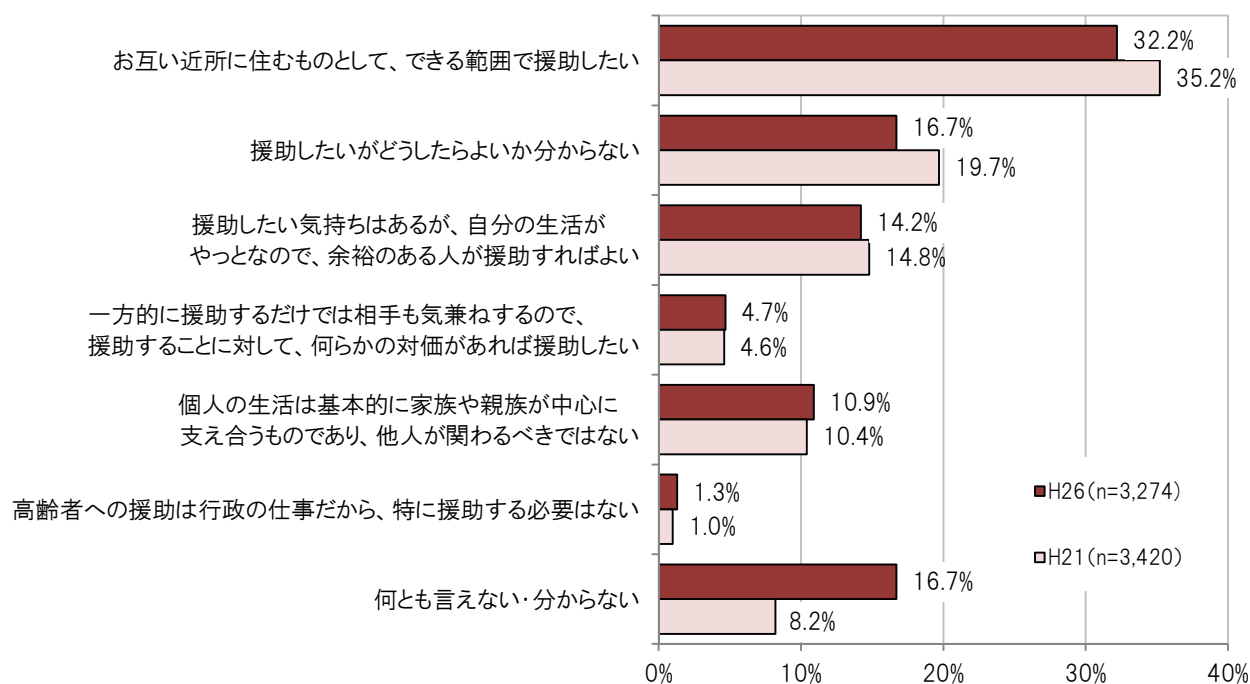
何か困ったときに助け合う親しい人がいる
お互いに訪問し合う程度の人ならいる
立ち話をする程度の人ならいる
あいさつをする程度の人しかいない
ほとんど付き合いはない
その他
無回答

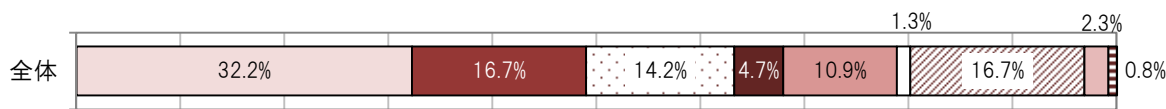
高齢者への援助 「できる範囲で援助」3ポイント減

問2 もしもあなたのご近所に、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家族がお住まいの場合、あなたはどのように考えますか。次の中から、あなたのお考えに最も近いものを1つに絞ってお答えください。

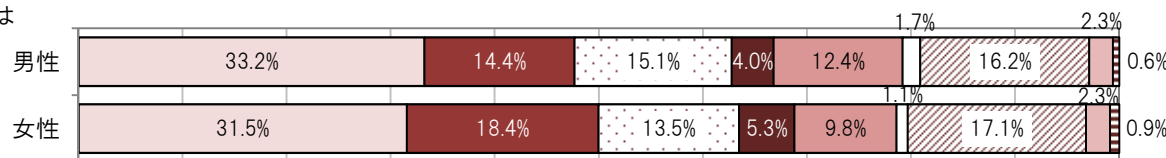
近所に一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家族が住んでいた場合、「お互いに近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」32.2%、「援助したいがどうしたらよいか分からない」16.7%で、両方とも平成 21 年度調査に比べ3ポイント減となっている。他の項目は平成 21 年度調査とほぼ同じであるが、「何とも言えない・分からない」が 16.7%と、8.5 ポイント増えている。これは、前回の選択肢が「分からない」であったのに対し、今回は「何とも言えない・分からない」とした違いが影響している可能性がある。

「できる範囲で援助」は 60 歳代(42.1%)と 70 歳以上(46.9%)、中山間地域(56.0%)、農・林・漁業(57.7%)で高く、前問の「助け合う親しい人がいる」と同様の結果である。

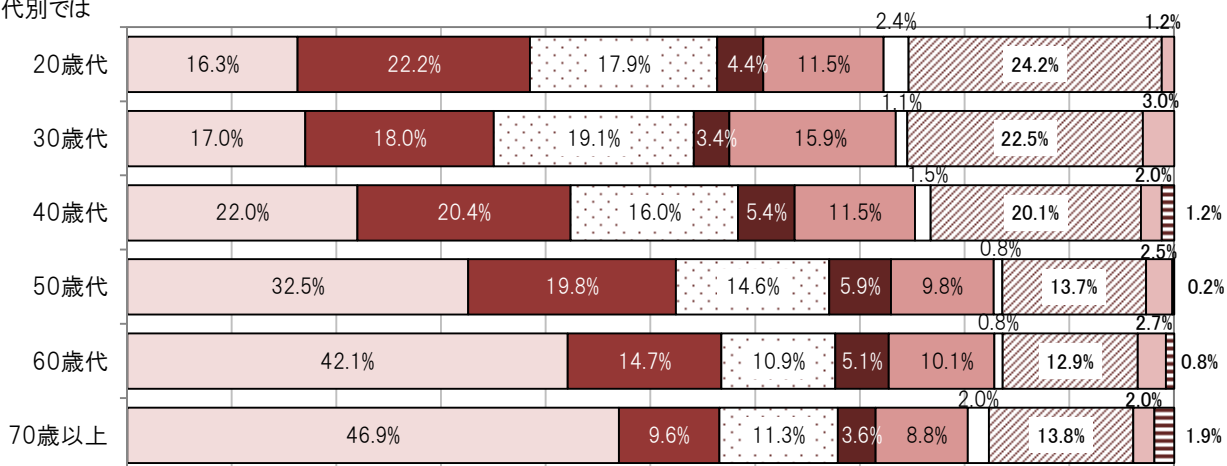




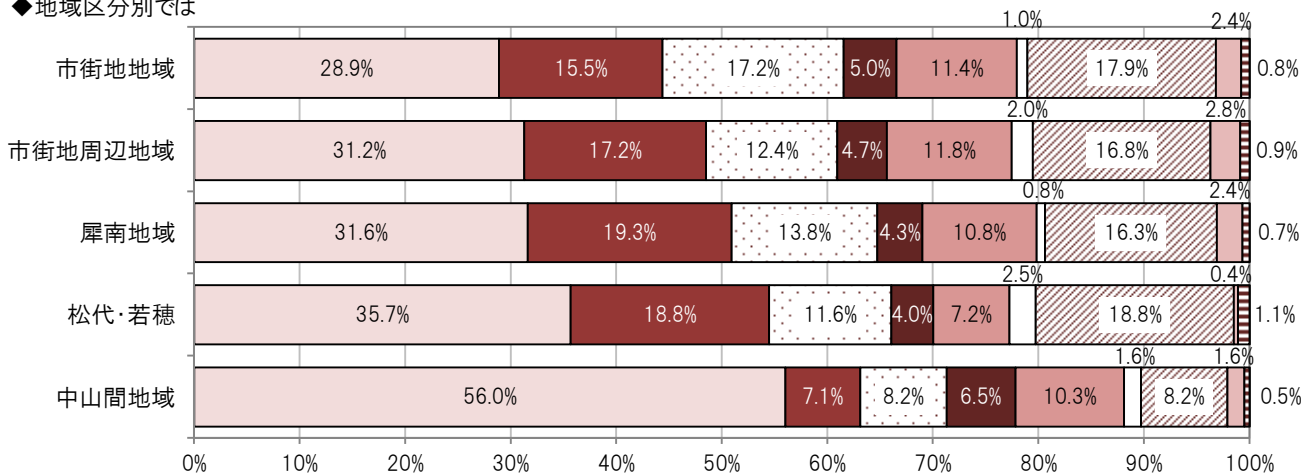
◆性別では



◆年代別では



◆地域区別では



- お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい
- 援助したいがどうしたらよいかわからない
- 援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので、余裕のある人が援助すればよい
- 一方的に援助するだけでは相手も気兼ねするので、援助することに、何らかの対価があれば援助したい
- 個人の生活は基本的に家族や親族が中心に支え合うものであり、他人が関わるべきではない
- 高齢者への援助は行政の仕事だから、特に援助する必要はない
- 何とも言えない・分からない
- その他
- 無回答

福祉サービスの利用 「利用している」「必要としていない」とも微増

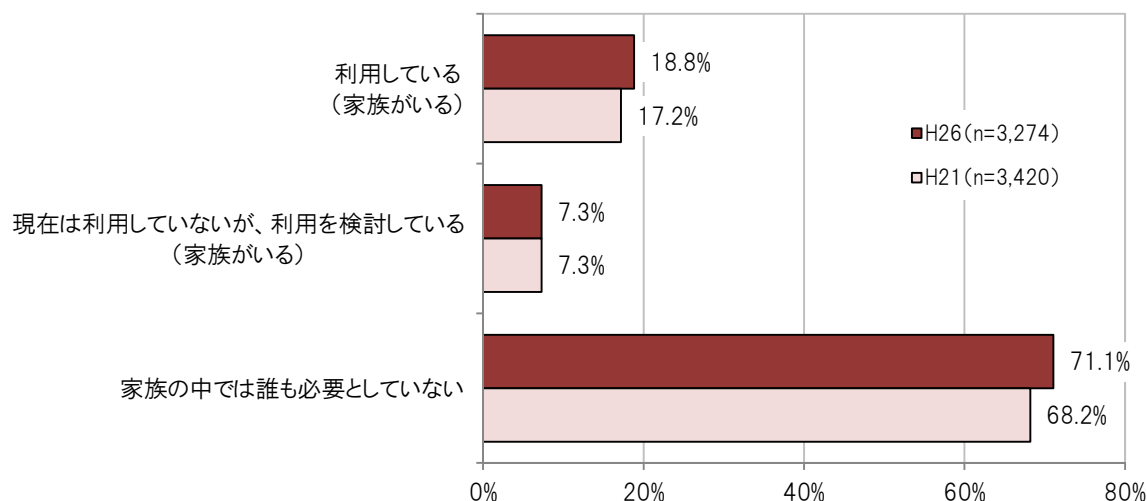
問3 現在、あなたを含めご家族の中に、福祉サービスを利用している方がいますか。

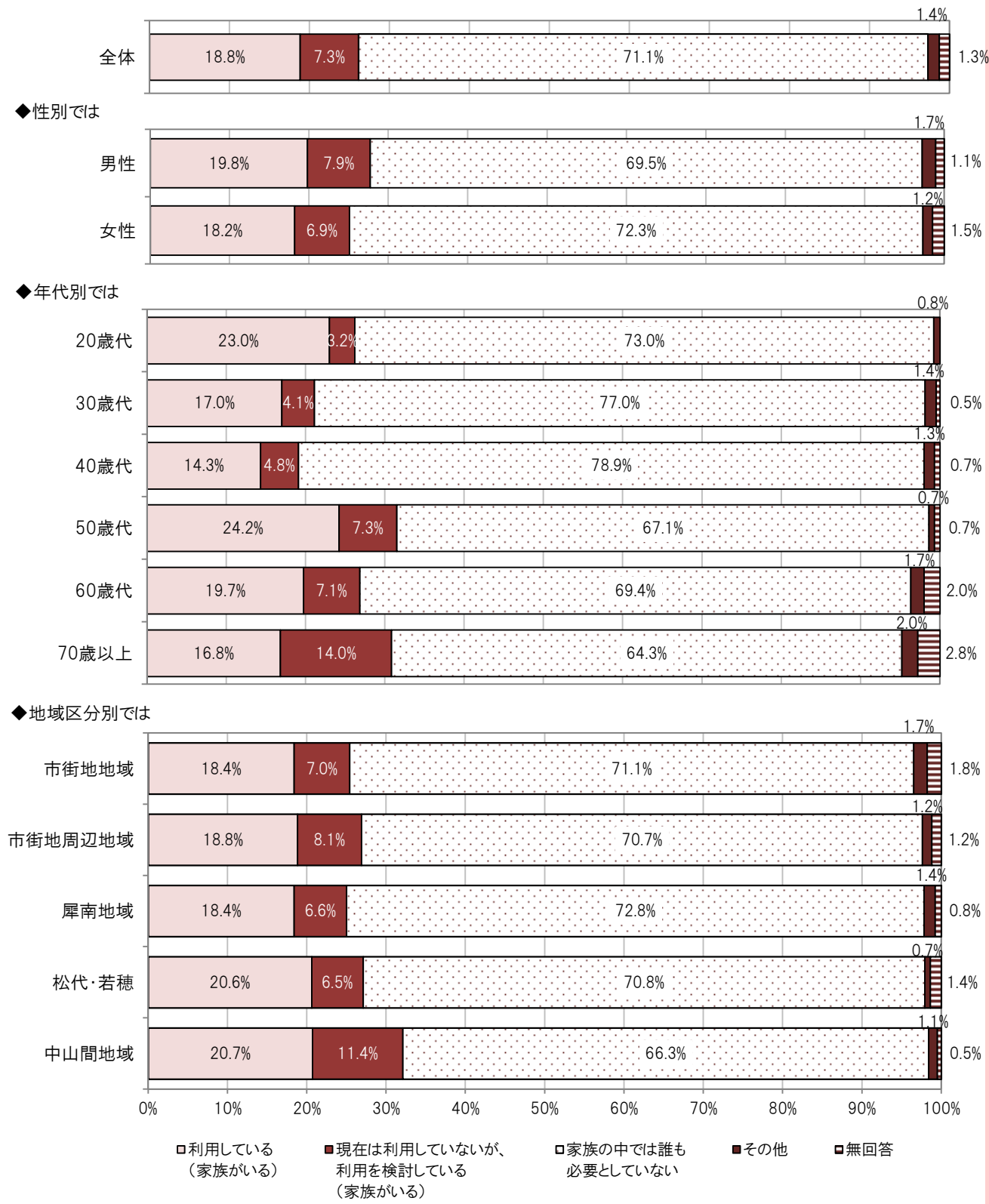
(※保育所や介護などのために福祉施設へ通所や入所、また、ヘルパーさんなどが自宅を訪問して提供するサービス)

家族の中で福祉サービスを「利用している」18.8%、「誰も必要としていない」71.1%で、両方とも平成21年度調査に比べやや増えている。「利用している家族がいる」が2割を超えているのは20歳代と50歳代、地域では松代・若穂と中山間地域である。20歳代は平成21年度の15.8%から7.2ポイント増の23.0%となったものの、他は微増にとどまり、大きな変化はない。

「誰も必要としていない」は女性(72.3%)が6.4ポイント増であるが、全ての年代、地域、職業で60~70%台である。

「利用を検討している」は前回と同率で、最も高い70歳以上でも14.0%である。





将来寝たきりになった場合の世話 理想「配偶者」、現実「施設の介護職員」

問4 もしもあなたが、将来寝たきりになったら、主にどなたに世話をしてもらうことになりそうですか。次の中から、理想と現実をそれぞれお答えください。

【理想】「配偶者(夫・妻)」41.1%、25ポイント近く離れて「老人ホームなどの施設の介護職員」15.3%と「娘」の15.1%が続き、他は10%以下である。平成21年度調査との比較では「配偶者」と「娘」はほぼ同率、「施設の介護職員」が2.7ポイント増となっている。

「配偶者」は男女差が大きく、男性55.7%に対し、女性は30.0%と25.7ポイントの差がある。また、同様に、「娘」も男女差が大きく、女性では22.6%と2番目となっているが、男性では5.2%と少なくなっている。これは、いずれも前回調査と同様の結果となっている。

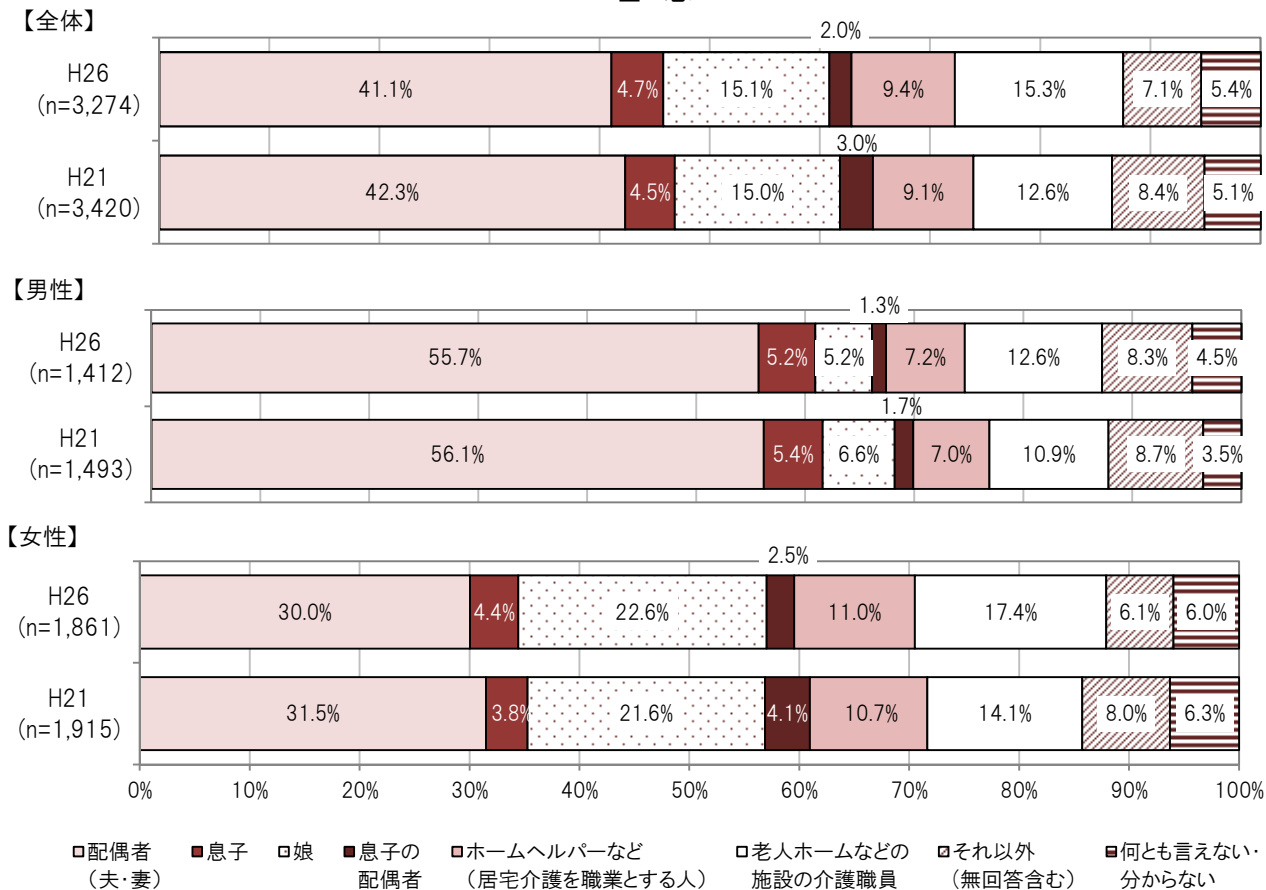
年代や地域による差異はあまりない。

【現実】「老人ホームなどの施設の介護職員」は19.5%、「配偶者」が18.7%で、今までの調査結果と僅差ながら逆転した。「ホームヘルパーなど(居宅介護を職業とする人)」も14.9%と、介護が家族から社会へ意識の上でも移ってきている。「配偶者」は、平成21年度調査(25.7%)比7ポイント減と、年々困難となってきた現実を映していると思われる。特に男性は理想(55.7%)と現実(24.2%)が31.5ポイント差で、女性の理想(30.0%)と現実(14.6%)の差15.4ポイントよりはるかに大きい。むしろ女性は、「娘」の理想(22.6%)と現実(6.0%)に16.6ポイントの差がある。男性は妻に世話を頼りたいが、現実にはそうならない可能性が高いと思っている一方、女性は娘に頼りたいが、現実にはそうならない可能性が表れている。

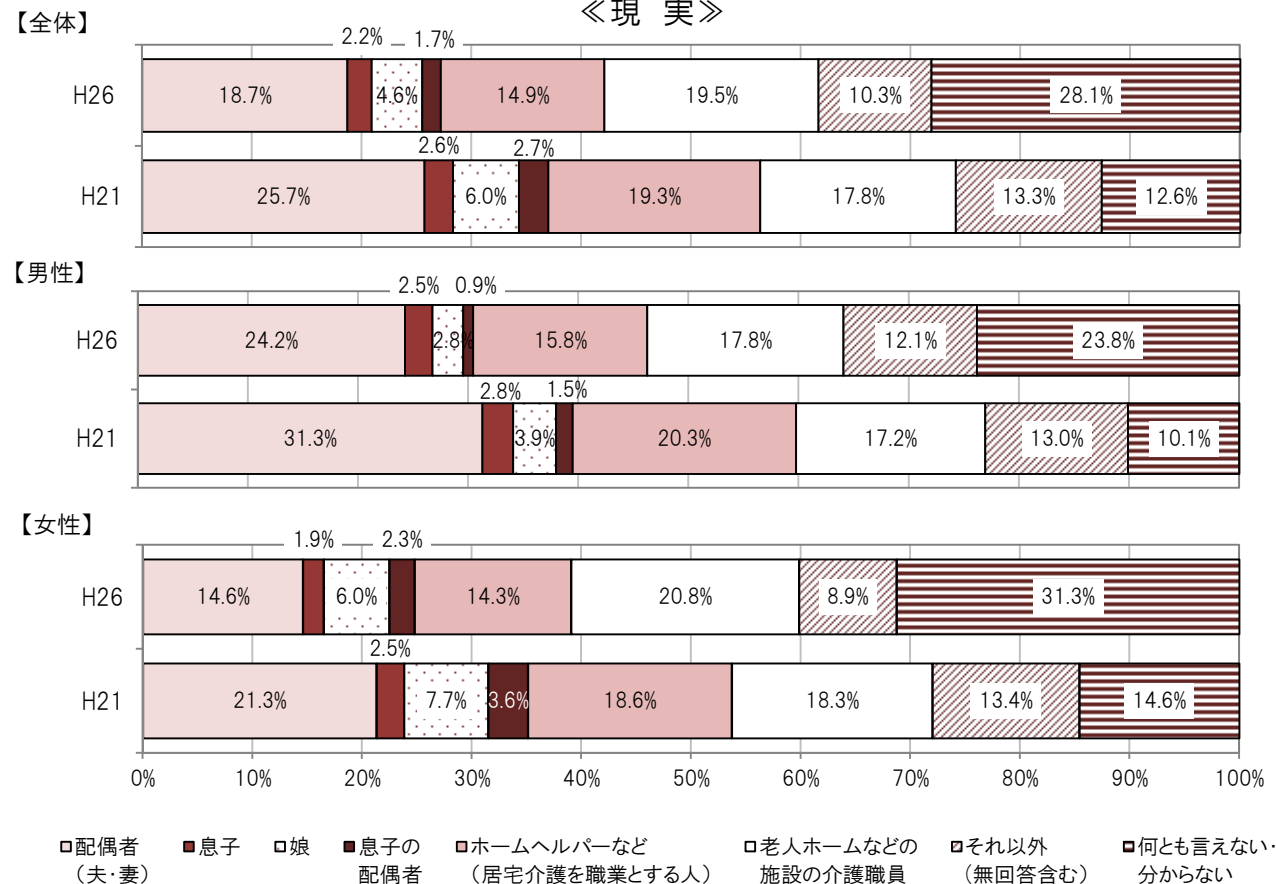
「何とも言えない・分からない」は28.1%、遠い将来のことと思っているためか若い年代ほど高く、20歳代が44.4%、30歳代が35.7%となっている。

(注)長野県社会福祉協議会と長野県世論調査協会が共同で行った「福祉に関する県民意識調査」(平成25年、県民2500人対象)によれば、老後に寝たきりや認知症になり介護が必要となった場合、介護を受けたい場所は「公的な特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所」が38.1%、「可能な限り自宅で介護を受けたい」が30.0%で、家族介護より施設介護を望んでいる。

《理想》



《現実》



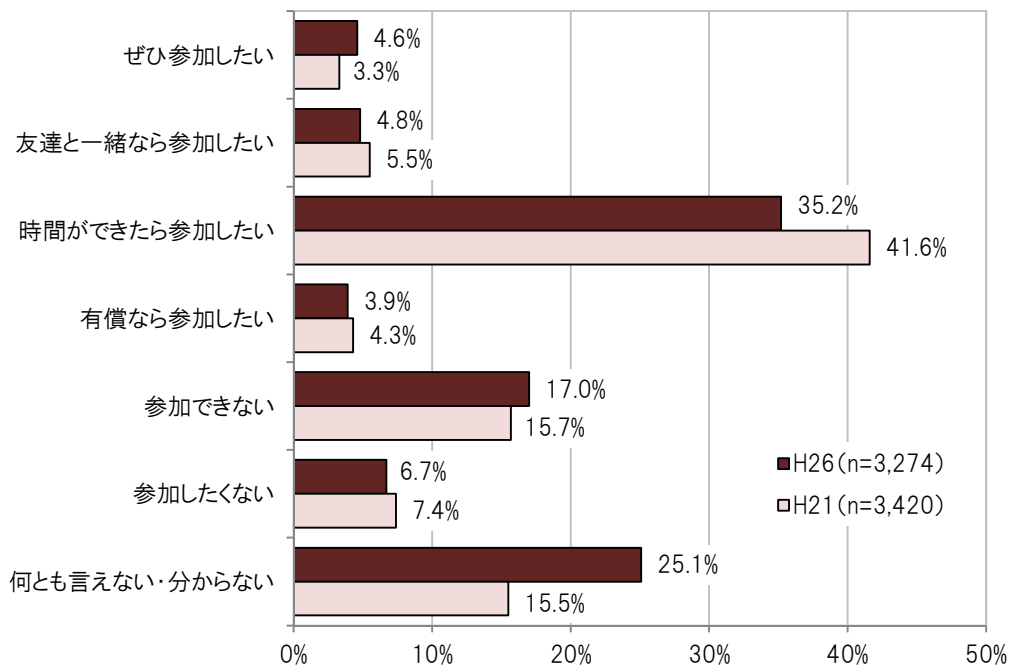
福祉のボランティア活動 参加に意欲は 48.5%

問5 あなたは、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか。次の中から、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

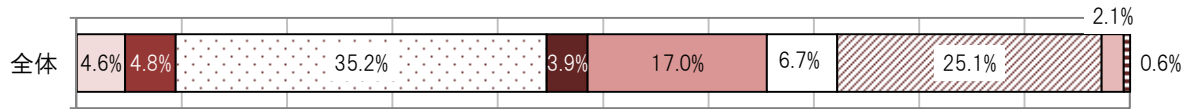
福祉に関するボランティア活動に「時間ができたら参加したい」35.2%、「友達と一緒に参加したい」4.8%、「ぜひ参加したい」4.6%、「有償なら参加したい」3.9%と、参加に意欲を示したのは合わせて 48.5%で、平成 21 年度調査(54.7%)より 6.2 ポイント減少している。参加は、男性(44.3%)より女性(51.8%)が前向きである。ただ、参加意欲は全般的に低下傾向で、70 歳以上の高齢者層は 35.0%にとどまる。地域別では松代・若穂の 54.5%、職業では公務員・教員の 60.7%が高めである。

一方、「参加できない」17.0%、「参加したくない」6.7%を合わせた否定的な回答が 23.7%と、ほぼ前回調査(23.1%)並みである。70 歳以上は「参加できない」が 30.3%と、ひときわ高くなっている。

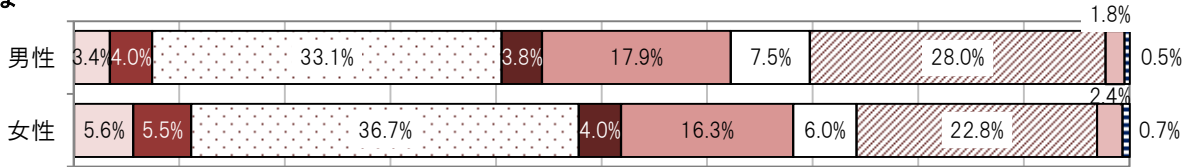
「何とも言えない・分からない」が4人に1人(25.1%)と多く、全ての年代、職業で 20%台である。



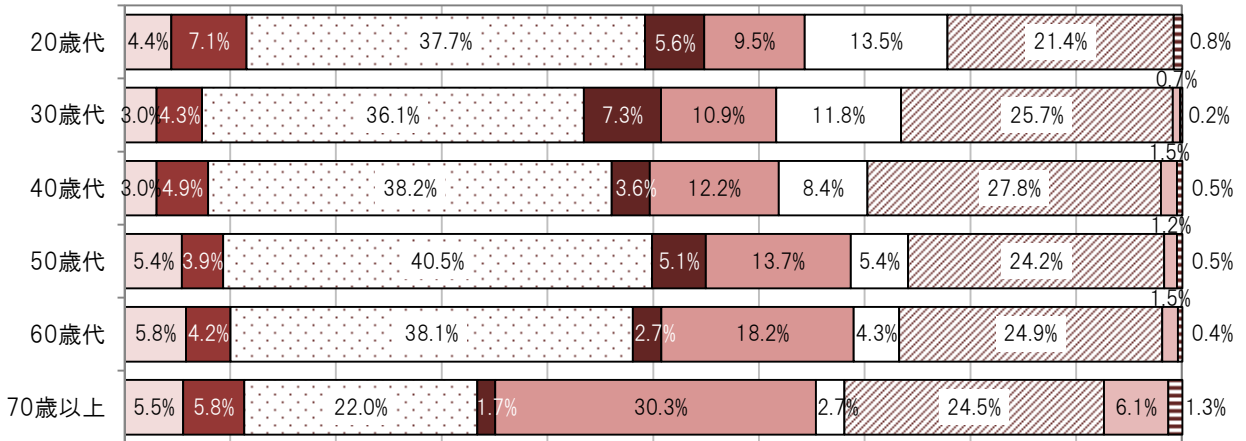
(注)「福祉に関する県民意識調査」(長野県社会福祉協議会と長野県世論調査協会共同)では、ボランティア活動に「関心がある」が 67.8%、実際に参加したことが「ある」は 30.5%で、年代別では 60 歳代が 35.4%と最も高かった。



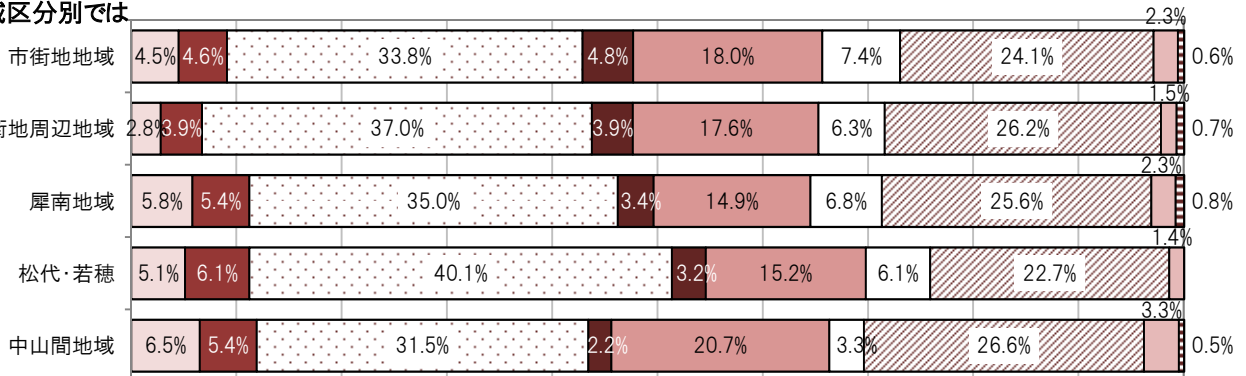
◆性別では



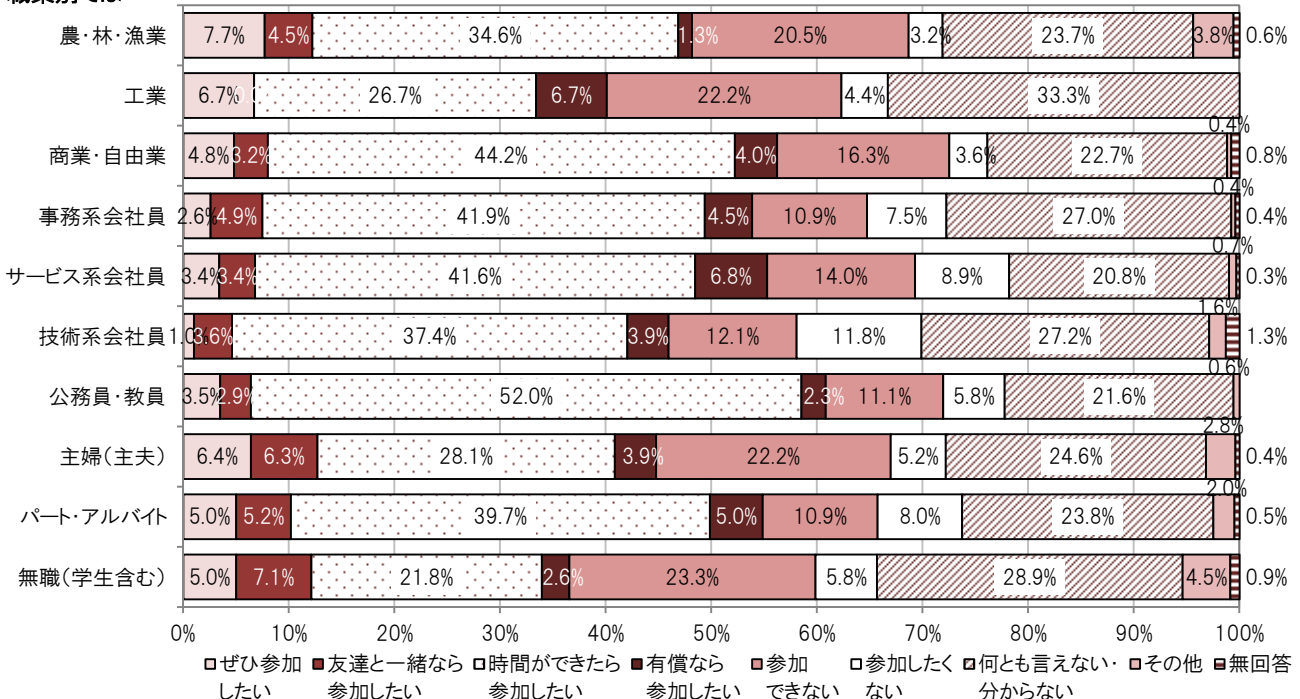
◆年代別では



◆地域区分別では



◆職業別では



3 計画策定組織

(1) 地域福祉専門分科会

◆開催経過

第1回 平成 26 年5月 29 日(木)	○第二次長野市地域福祉計画に関する中間評価について ○第三次長野市地域福祉計画の策定について
第2回 平成 27 年6月5日(金)	○第三次長野市地域福祉計画策定の進捗状況について
第3回 平成 27 年 11 月 13 日(金)	○第三次長野市地域福祉計画素案について
第4回 平成 28 年1月 26 日(火)	○第三次長野市地域福祉計画答申案について

◆長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

氏 名	役 職
高野 正晴	市議会議長
◎伊藤 篤志	長野市民生児童委員協議会 会長
香山 篤美	長野市ボランティアセンター運営委員会委員長(H26.4 月～)
中島 謙二	長野県高齢者 福祉 協会(特別養護老人ホーム やすらぎの園)
傘木 衛	古牧地区住民自治協議会 福祉部会長
築山 秀夫	長野県短期大学 准教授
金児 璋	長野市ボランティア連絡協議会 会長
吉瀬 陽	社会福祉法人 湖会 児童養護施設 松代福祉寮 心理士
小林 公子	長野市立公民館連絡協議会 幹事長
武田 晴男	長野市社会福祉協議会 評議員(芹田地区住民自治協議会 福祉健康部会長)
吉澤 小枝	北信外国人医療ネットワーク 事務局 コーディネーター
○綿貫 好子	社会福祉法人 廣望会 常務理事
小林 志づ子	公募委員
宮本 靖	公募委員
若狭 清史	公募委員

◎会長 ○副会長

(2)市民企画作業部会

◆開催経過

第1回市民企画作業部会 平成26年10月6日(月)	○第三次長野市地域福祉計画の策定方針、市民企画作業部会の運営方針を説明 ○第二次長野市地域福祉計画に関する中間評価を説明
第2回市民企画作業部会 平成26年12月17日(水)	○計画策定手順及び策定スケジュールを説明 ○地域福祉計画への作業部会員の理解を深める講義開催 ○ワークショップによる身近な課題の抽出と課題のグループ分け
第3回市民企画作業部会 平成27年2月5日(木)	○まちづくりアンケート結果等の分析結果報告 ○5分科会に分かれて、課題の掘り下げを実施
市民企画作業部会 第1回分科会 平成27年2月19日(木) (以降、分科会に分かれて検討)	○前回の作業部会まで検討された課題と第二次計画に関する中間評価による課題から「あるべき姿」を検討
市民企画作業部会 第2回分科会 平成27年3月12日(木)	○第三次計画で取り組む課題について検討
市民企画作業部会 第3回分科会 平成27年5月1日(金)	○第三次計画の基本施策(案)について検討
市民企画作業部会 第4回分科会 平成27年6月10日(水)	○第三次計画の基本施策(案)について検討
市民企画作業部会 第5回分科会 平成27年7月30日(木)	○第三次計画素々案について検討 ・基本目標について ・将来像について ・重点項目について
市民企画作業部会 第6回分科会 平成27年8月10日(月)	○第三次計画素々案について検討 ・各基本目標で取り組む内容について ・第三次計画で重点的に取り組む施策について
市民企画作業部会 第7回分科会 平成27年10月30日(金)	○第三次計画素案について検討
市民企画作業部会 第8回分科会 平成28年1月12日(火)	○第三次計画案について検討

※この間に、第四分科会による単独分科会1回、正副部長会議及び幹事会10回を開催

◆第三次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会名簿

氏名	役職等
◎新井 厚美	長野県高齢者生活協同組合 専務理事
安藤 健一	日本福祉大学 准教授
内山 二郎	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長(～H27.3)
小林 志づ子	元介護あんしん相談員(専門分科会公募委員)
小林 博明	長野県社会福祉協議会(地域福祉推進員)
高垣 利行	特別養護老人ホーム プリマベアラ
立松 進治	長野市地域包括支援センター 若槻ホーム
中村 美恵子	障害者相談支援専門員
山室 秀俊	NPO法人長野県NPOセンター事務局長 長野市市民協働サポートセンターセンター長
吉瀬 陽	児童養護施設 松代福祉寮
中島 謙二	長野県高齢者福祉協会(特別養護老人ホーム やすらぎの園)
○綿貫 好子	長野市障害福祉ネット(社福 廣望会 常務理事)
栗木 章一	大豆島地区住民自治協議会事務局長
小林 勲	第二地区住民自治協議会会長
石田 三千夫	市民生児童委員協議会 主任児童委員部会部会長(松代地区)
内山 政一	市民生児童委員協議会 障害者福祉部会部会長(篠ノ井地区)
○玉川 吉彦	市民生児童委員協議会 児童母子福祉部会部会長(浅川地区)
西澤 定男	市民生児童委員協議会 高齢者福祉部会部会長(芋井地区)
遠藤 茂彰	長野市地域包括支援センター吉田
田中 和子	長野市地域包括支援センターコスモス
黒岩 秀美	中条地区住民自治協議会 地域福祉ワーカー
宮澤 由枝	若槻地区住民自治協議会 地域福祉ワーカー
吉澤 香代子	若穂地区住民自治協議会 地域福祉ワーカー
稲村 和美	長野子育てネット 代表
今井 安	チュールライフ株式会社 長野支店 支店長
傘木 衛	古牧地区住民自治協議会 福祉部会長
木下 香織	長野市障害福祉ネット(社福 長野県社会福祉事業団 歩楽里)
児島 昭	公募委員
小林 俊之	燦倶楽部 代表取締役
斉藤 由美子	このゆびとまれ(NPO法人ワーカーズコープ)
鈴木 知	戸隠地区住民自治協議会 社会福祉委員長
高橋 圭子	ながの若者サポートステーション 所長
田中 加代子	認知症サポーターキャラバンメイト
土屋 ゆかり	長野生活・就労センター センター長
藤森 淳子	鬼無里小学校/校長
松本 満子	介護あんしん相談員
宮本 けさ子	公立保育所(公設民営)西条保育園/園長

◎部会長 ○副部会長

第三次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会要綱

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、第三次長野市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、地域福祉の推進に係る専門的知識及び意見を反映させるため、第三次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会(以下「市民企画作業部会」という。)を置く。

(任務)

第2 市民企画作業部会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市内の福祉に係る課題に関する事。
- (2) 計画の素案に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 市民企画作業部会は、部会員45人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の地域福祉の推進に関心のある者
- (2) 市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5 市民企画作業部会に部会長1人及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、市民企画作業部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 市民企画作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席部会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 市民企画作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7 市民企画作業部会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会に幹事及び副幹事各1人を置き、分科会に属する者の互選によりこれを定める。

3 幹事は、分科会の事務を掌理し、分科会を代表する。

4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

5 分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8 市民企画作業部会に分科会を置くときは、市民企画作業部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。

3 幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。

(庶務)

第9 市民企画作業部会の庶務は、保健福祉部厚生課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成26年7月18日告示第502号)

(施行期日)

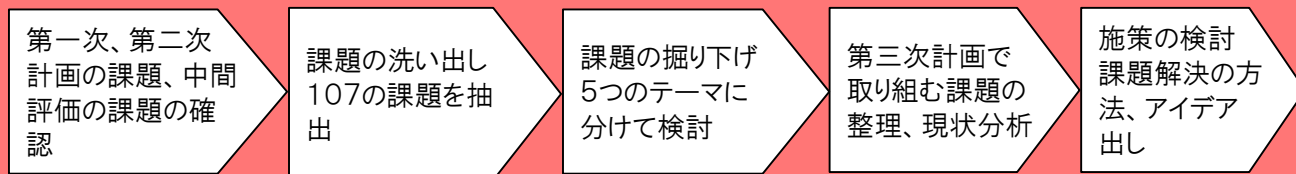
1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

4 市民作業部会で把握された第三次計画で取り組む課題

地域福祉計画市民企画作業部会で身近な地域の生活課題を出し合い、それに第2次計画中間評価を加えて話し合いを重ね、課題の整理を行いました。



◆ 第一次地域福祉計画(平成17年～22年)の取組と課題

【取組】

「地区社会福祉協議会」(地区社協)を推進基盤として、主に以下の取組を実施

- ① 地区地域福祉活動計画の策定
- ② 地域福祉ワーカーの設置
- ③ 地域福祉よろず相談の開設



【課題】

平成22年度から「住民自治協議会」(住自協)が活動を開始する中、地区社協が担ってきた活動を住自協に移行・再編したが次のような課題が確認されました。

- ① 地区社協が担ってきた機能・役割が十分移行されていない。
- ② 地域福祉ワーカーの位置づけや役割が見えにくい。

◆ 第二次地域福祉計画(平成23年～27年)の取組と課題

【取組】

第一次の課題を受け、第二次計画では以下のような取組を実施

- ① 評価体制の充実
長野市地域福祉計画推進委員会を設置し進行管理や評価を実施。(第一次は未設置)
- ② 地区支援体制の充実
市と長野市社会福祉協議会による地区訪問を実施し、「顔の見える関係づくり」に取り組む
- ③ 情報共有・交換の場づくり
住自協関係者と地域包括支援センターや障害者総合支援センター担当者との情報交換会を開催
- ④ 聞き取りやアンケート調査の実施
住自協や福祉事業者、地域福祉ワーカーに対する聞き取りやアンケート調査を行い現状や課題を把握



【課題】

- ① 情報を共有したり、「顔の見える関係」をつくる場が必要
地区ごとの情報共有の場も必要だが、地区を超えた情報交換の場も必要
- ② 相談、活動支援などに専門職の必要性
地域福祉ワーカーが個々の相談に対応するのは負担が大きい
- ③ 地区の課題解決の仕組みが未整備
地区内の連携、地区では解決が難しい課題について解決につながるルートが確立されていない
- ④ 地区での福祉専門相談が必要
地域福祉を更に推進していくにはコミュニティ・ソーシャルワーカーのような専門職が必要
- ⑤ 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いが課題となりニーズの共有や連携が図りづらくなっている
- ⑥ 地区地域福祉活動計画の支援体制が必要
全地区で地区地域福祉活動計画が策定になった後の支援体制の在り方の検討が必要
- ⑦ 地区活動の担い手不足が深刻
地区役員の高齢化や担い手不足により、地区の活動や事業実施が困難な状況に

◆作業部会で話し合われた課題のキーワード

(1) 知られていない、どうしていいかわからない

サービスの使い方・相談窓口・どこで聞いてもらえるのか・アクセス方法・つなぎ方・つなげる仕組み・顔の見える関係づくり・わかり易く伝える・残存能力をいかす方法・地域でどう理解してもらえるか・若サポ知られていない・認知症介護・男性介護・高齢者の孤立・閉じこもり

(3) 助けてと言えない、言わない

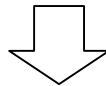
助けてと言えない高齢者・助けられ上手でない・身近なところで情報の発信と受信を・つながる機会がない・支援する側される側共につながることを拒む・マンション・話し合いがなされていない・ライフステージが違う・世代間ギャップ・声掛け合えない・災害時の助け合い

(2) 今ある制度では不十分

相談されても困る・育児サービスが不足・アクセスできない・通う足がない・買い物ができない・バスがなく外に出られない・新たな支援策・今ある資源の活用方法・近隣でのつながりづくり

(4) 担い手をどうしていくか

地域の意識を醸成する・理解を高める・無関心への対応、ボランティア精神・担い手がない・福祉教育・若者の参加・社会福祉法人の役割・推進拠点・ボランティア活動ができる場づくり・サロン、会食会・ワーカーの役割・支所機能・自助と公助だけでなく、共助、互助



◆作業部会で整理、把握された主な課題

①安心・自立・弱者支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○詐欺被害が増加しているが、本人に被害者意識がなく相談につながらない。 ○個人情報の壁があり、支援につがりにくい。 ○介護する人が高齢で負担が大きい。 ○認知症への理解不足や偏見があり、介護者が地域から孤立 ○子育ての負担・親の孤立 ○支援者の疲弊・孤立
②相談・支援・解決に向けての取り組みに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら助けてと言えない人の存在 ○大人の引きこもり世帯の増加 ○生活に困っている人の存在 ○相談窓口がいくつもありわかりにくい。 ○ゴミ屋敷等地域の困りごとを相談できる場所がない。 ○福祉サービスが制度や年齢で断ち切られてしまう。 ○複合的な課題があるとどこに相談していいかわからない。 ○制度の狭間や困難ケースになるほど民生委員・児童委員が抱え込むことになる。
③地域で理解し、支え合う場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者への理解不足 ○若年層の意識づくりが必要 ○地域の課題は自分たちで解決するもの、とっていない人が多い。 ○地域の方が、福祉を知る・触れる機会がない。 ○地域でのつながりが少ない。 ○地域のつながりの中で協力し合う経験がない。 ○市民・行政・企業みんなで福祉の心を育む取組が必要
④地域福祉を推進する担い手の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手不足や担い手の高齢化 ○地区福祉ワーカーの役割がわからない。 ○地域支援を担う人のつながりが少ない。 ○地域福祉活動を支援する人は誰なのかわからない。 ○高齢化が進展しているが「福祉人材」は不足している。 ○介護保険で生活支援コーディネーターが配置された場合の役割分担が見えにくい。 ○地区に様々な職員がいるが役割が明確になっていない。
⑤支え合いの活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域によって状況が違う。 ○多様な活動をどう生み出すか。 ○活動がニーズに合っていない。 ○多様な担い手の開発 ○全地区で地区地域福祉活動計画策定後の“支援体制の在り方”の検討が必要 ○多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現 ○地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携 ○地区役員の高齢化や担い手不足により地区の活動や事業が困難 ○住民自治協議会の役員に任期があることで継続性の担保が困難

5 「地域福祉推進セミナー」の開催

第三次計画に向けて、市民参加で学び合う場として、「地域福祉推進セミナー」を開催しました。

地域福祉推進セミナー「これからの地域福祉のありかたを考える」

日時／会場 平成 27 年6月 30 日(火) 13:00-16:30 長野市東部文化ホール

講演 「これからの地域福祉のありかたを考える」

講師 市川一宏氏(ルーテル学院大学教授・学事顧問)

シンポジスト 峯村英雄氏(大豆島地区民生児童委員協議会会長)

島田寿子氏(川中島地区地域福祉ワーカー)

川相香子氏(長野市包括支援センターコンフォートきたながいけ主任ケアマネージャー)

コーディネーター 内山二郎氏(ジャーナリスト)

コメンテーター 新井厚美氏(市民企画作業部会部会長)

参加者が共有した第三次地域福祉計画推進のポイント

1. 住民参加で地域の姿を考える…地区地域福祉活動計画

2025年以後、認知症の方の一人暮らしの世帯も増えます。10年後に地域が守られているか、今から議論していく必要があります。住民が参加し、地域の特徴に合わせて、目指す姿を描くことが大切です。

2. 持っている力を活かす…参加の機会をつくる

助けを借りながら、できることは自分ですることが自立。できることを奪ってしまつては、急速に衰えが進み、それが孤立につながります。社会参加の機会を提供していくことが必要です。

3. 課題を抱える人を孤独にしない…ちょっとした支援で

介護も子育ても一人で抱えていると行き詰まります。本当に困っている人ほど、SOSを出しにくい。そのためには、ちょっとした支援や気軽な声掛けも大切です。

4. ひとりを見つめる視点を忘れない…一人の生き方を支える

福祉の基本は個々を見る視点です。その人の暮らしや生き方をまるごと地域で支えていくことが必要です。例えば、課題を抱えた高齢者と子どもがいる世帯を制度でバラバラにするようなことはあってはならないことです。それぞれの望む暮らしを考えることが大事です。

5. 小さな地域で具体的に考える…誰が、何をできるか

見守りはごく小さいエリアで具体的に考えなくては機能しません。どういう資源・人がいて、どう協働するかを話し合わないと、推進する人がいないということになってしまいます。

6. 「まちづくり」の視点で多分野で協働

「この地域がどういう地域でありたいか」というまちづくりの視点に立って、福祉・教育・就労・住宅など、企業やNPO、商店も含めて、当事者として関わり協働することが大切です。

7. 身近な場所を地域の拠点として活用する…地域の居場所が寄り添いのはじまり

身近なサロンがあれば、誰かが来なくなったら気づきます。福祉施設で住民が何かを一緒にする、空き店舗を地域の活動拠点にする。地域の中に様々な居場所があることが、寄り添うこと、寄り添われることにつながります。

6 社会福祉法(抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

用語解説

あ

NPO

Non-Profit Organization の略で、市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証されたものを NPO 法人(特定非営利活動法人)という。

OECD

経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development の略)。

加盟国は EU 加盟国 21 か国ほか 34 か国。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。

お茶のみサロン(サロン活動、サロン事業)

地域の人々が気軽に集まって気軽な交流を行う場、及びその活動やそれを支援する事業。長野市内では高齢者だけでなく子育てサロン、男性サロン、多世代交流サロンなども行われている。社会的なつながりの場としてだけでなく、参加者の悩みや生活課題を共有したり、その解決や支援につなげるきっかけともなる。

か

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるう、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことを言う。身体的虐待だけでなく、心理的、性的、経済的虐待や、ネグレクト(無視、養育放棄)などがあげられ、いずれも被害者の心身に重大な影響を及ぼす。

協働

異なる環境にあるものや異なる考え方を持ったものが、お互いを理解し合い、対等な立場で、共通の目的に対して、協力して活動すること。

ケアマネジャー

利用者の立場に立って本人や家族のニーズを的確に把握し、適切な社会資源と結びつけるため、ケアの基本方針となるケアプランをつくり、援助の体制を組み立てていく人

コミュニティソーシャルワーカー

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人を結びつけたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティソーシャルワーク」体制の推進役

さ

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第 22 条で定義される公益法人をいう

障害者総合支援法

平成 24 年6月に、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になり、平成 25 年4月に施行。

基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」ことなどが掲げられている。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立支援事業の実施、生活困窮者の住居確保、給付金の支給等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年4月1日に施行された法律

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人

成年後見制度

判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所が監督する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい、「相対的貧困者」が全人口に占める比率のこと

国民を所得順に並べて、所得が真ん中の順位の人(貧困線)に満たない人(貧困層)の比率を意味する。

相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標

た

地域包括支援センター

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された機関で、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門職員を配置している。高齢者の住み慣れた地域での生活をサポートする拠点。高齢者や家族、地域からの生活全般の悩み・相談、認知症相談の対応や、成年後見制度の活用支援などを行っている。

は

福祉共育

地区の福祉活動の内容や支援を行う人・受ける人の考えを一方向的に聞くだけでなく、住民同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。第三次長野市地域福祉計画上の造語

福祉推進員

小地域における住民を主体とした福祉ネットワーク活動を進めるため、社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地域住民が住民自治協議会の担い手として活動している。40～50 世帯に一人の割合で配置され、各地区の住民自治協議会に所属して地域の活動を行うこととされている。

保健福祉ブロック

長野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画上で、保健センター、老人福祉センター、地域密着型介護老人福祉施設などの計画的・適正な配置を図るために地域的なバランスなどを考慮して設定された区域。市内 32 地区を9ブロックに区分したもの